

自治体スクラム支援会議における 災害時の受援・支援計画

令和3年12月

自治体スクラム支援会議

目次

第1章 総則	1
1 背景	1
2 目的	1
3 自治体スクラム支援とは	4
4 プッシュ型支援とプル型支援について	5
5 計画の発動基準等	6
6 支援の全体的な流れ（概要）	8
7 応援職員の対応方針	11
第2章 スクラム自治体間の受援・支援体制	12
第1節 スクラム自治体の受援体制の整備	12
第2節 スクラム自治体の支援体制の整備	15
第3節 スクラム自治体が支援する業務	19
第3章 支援の対応	22
第1節 通信手段の確保	22
第2節 窓口自治体による総合調整	23
第3節 先遣隊・リエゾンの派遣	28
1 先遣隊・リエゾンの派遣主体	28
2 先遣隊・リエゾンの派遣期間	28
3 先遣隊・リエゾンの派遣基準	29
4 先遣隊・リエゾンの役割	29
5 先遣隊・リエゾンの派遣に伴う流れ	30
第4節 プッシュ型支援による支援物資の供給	32
1 プッシュ型支援の実施	32
2 支援品目	32
第5節 プッシュ型支援による応援職員の派遣	33
1 応援職員の派遣主体	33
2 応援職員の派遣期間	33
3 応援職員の派遣基準	33
4 応援職員の役割	35
5 応援職員の派遣に伴う流れ	35
第6節 応援職員の受入	37
1 応援職員の受入準備	37
2 先遣隊・リエゾンの受入	37
3 応援職員の受入	38
第7節 人的支援及び資機材の応援要請	39
1 受援要否の判断（プッシュ型人的支援）	39
2 受援要否の判断（プル型人的支援）	39

3	人的支援の事前調整	40
4	応援要請の実施	40
第8節	プル型支援による支援物資の供給	41
1	プル型支援の実施	41
2	窓口自治体による総合調整	41
第9節	プル型人的支援による応援職員の派遣	42
1	応援職員の派遣主体	42
2	応援職員の派遣期間	42
3	応援職員の派遣基準	42
4	応援職員の役割	42
5	応援職員の派遣	43
第10節	応援職員受入業務の管理	45
1	応援職員との情報共有	45
2	応援職員の業務管理	45
第11節	応援職員の交代	46
1	引継書の作成	46
2	後任の受付	46
3	業務の引き継ぎ	46
第12節	応援職員の撤収要請・撤収	47
1	受援終了の判断	47
2	受援終了時期の調整	47
3	受援終了の決定	47
4	業務の引き継ぎ	47
第13節	費用負担	48
1	災害時における相互支援に関する条例を制定している場合	48
2	スクラム自治体間で相互援助協定を締結している場合	48
3	スクラム自治体間で相互援助協定を締結していない場合	48
第4章	今後の取組	50
第1節	自治体スクラム支援会議等の開催	50
第2節	教育の実施	50
第3節	訓練の実施	51
第4節	応援職員に必要な資機材等の用意	52
第5節	応援職員データベースの作成	53
第6節	継続的な改善、各自治体の計画・マニュアル等への反映	53
第7節	その他課題	54
1	プル型人的支援で応援職員が支援する業務の精査	54
2	職員派遣に係る報告書の作成及び活用	54
3	平常時の活動強化	54
4	プッシュ型支援の品目	55
5	物資支援の費用	55

6 帳票を用いた連絡手段	55
7 避難所への直接輸送	55

(付属資料)

- 1 一覧等
- 2 様式集

第1章 総則

1 背景

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震では、プッシュ型支援により国から大量の支援物資が被災地に送り込まれたが、被災自治体では次のような様々な問題に直面し、被災者への支援物資の供給が滞る事態が生じた。

災害が発生した際には、住民の自助による備蓄だけでは避難生活に不十分な場合があり、平素から行政機関が整備した備蓄物資や、国や地方公共団体から提供される支援物資を被災者に迅速に送り届ける必要がある。

しかし、実際の災害では、様々な災害応急対策に追われるため、人員不足に陥ってしまうことに加え、物流に関するノウハウが自治体職員にはないことから、他自治体や物流事業者等の専門家から応援を受け入れて対応することが求められる。

また、被災地での応援・受援の課題として、被災自治体が求める職員や業務支援に対してのミスマッチや、派遣元の自治体と派遣先の自治体のルールやシステムの違いからくる混乱、受援側と応援側の自治体の組織規模の相違による不都合が生じたことが挙げられている。

スクラム自治体による支援物資供給体制を確実なものにするためには、先遣隊・リエゾン、応援職員の派遣について、詳細な運用を定めることが求められる。

2 目的

自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画（以下、「本計画」という。）は、大規模地震等によりスクラム自治体が被災した場合を想定し、被災スクラム自治体における応援の受入れ及び窓口自治体や支援スクラム自治体からの支援が相互に円滑に行われることにより、迅速かつ的確に支援体制を構築することを目的とする。

また、支援スクラム自治体から派遣する先遣隊や、リエゾン、応援職員の役割及び派遣基準、確保する支援物資などを明確化し、被災したスクラム自治体（以下、「被災スクラム自治体」という。）においては、受援体制をあらかじめ整備することで、スクラム自治体間における受援・支援体制を構築する。

なお、被災地支援や先遣隊での対応等に精通している自治体から活動事例や留意点についてヒアリングを行い、受援体制及び応援体制の具体的な運用方法に適用することで、より実効性の向上を図る。

<用語の定義>

本計画における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 自治体スクラム支援会議参加自治体（スクラム自治体）
東日本大震災で甚大な被害のあった南相馬市に対する自治体間の水平的な相互連携支援の仕組みとして立ち上げた自治体スクラム支援会議に参加している自治体のこと。
- (2) 被災スクラム自治体
災害により甚大な被害が生じたスクラム自治体のこと。
- (3) 窓口自治体
カウンターパート方式で地域ブロックごとに担当として割り当てられたスクラム自治体のこと。
- (4) 支援スクラム自治体
被災スクラム自治体を支援するスクラム自治体（窓口自治体を除く）のこと。
- (5) プッシュ型人的支援
災害発生直後から1週間程度にかけて行われる人的支援で、被災スクラム自治体の詳細な受援ニーズを待たずに窓口自治体及び支援スクラム自治体が応援職員を派遣する人的支援のこと。
- (6) プル型人的支援
1週間以降から復旧・復興期にかけて行われる人的支援で、被災スクラム自治体の詳細な受援ニーズに基づき窓口自治体及び支援スクラム自治体が応援職員を派遣する人的支援のこと。
- (7) 先遣隊
情報収集を主な目的として、被災スクラム自治体の被災状況や必要な応援職員の規模等を把握するために災害発生直後から窓口自治体が派遣する職員のこと。
- (8) リエゾン（L.O.）
現場での支援調整を主な目的として、被災スクラム自治体と連絡調整を実施するために災害発生から1週間以降に窓口自治体が派遣する情報連絡員のこと。
- (9) 応援職員
都道府県やスクラム自治体などから派遣された被災スクラム自治体の業務に従事する職員のこと。

(10) 対口支援団体

「被災市区町村応援職員確保システム」等により、被災スクラム自治体を支援することが決定された都道府県又は指定都市のこと。

(11) 受援

都道府県や、スクラム自治体、協定締結団体・企業等から、人的資源や物的資源の応援を受けること。

(12) 支援

被災スクラム自治体に人的・物的資源を提供すること。

3 自治体スクラム支援とは

(1) 「自治体スクラム支援会議」の設立

自治体スクラム支援は、東日本大震災で被災した南相馬市に対して、古くから交流があり「災害時相互援助協定」を締結していた杉並区が、当時災害協定を結んでいたその他の自治体（北海道名寄市、群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市）と連携して支援したことが始まりである。

この枠組みに基づき、南相馬市への救援物資の提供や集団避難の受け入れなどが行われたが、震災による南相馬市の被害は甚大であり、当初から復旧・復興が長期化すると予想された。このため、自治体間連携による支援体制はその後も継続しつつ、時宜に即した支援内容の検討を行っていくとともに、被災地に対する国の早急な財政措置の要請や災害救助法制の見直し要望などを図っていくため、平成23年4月に「自治体スクラム支援会議」を設立した。

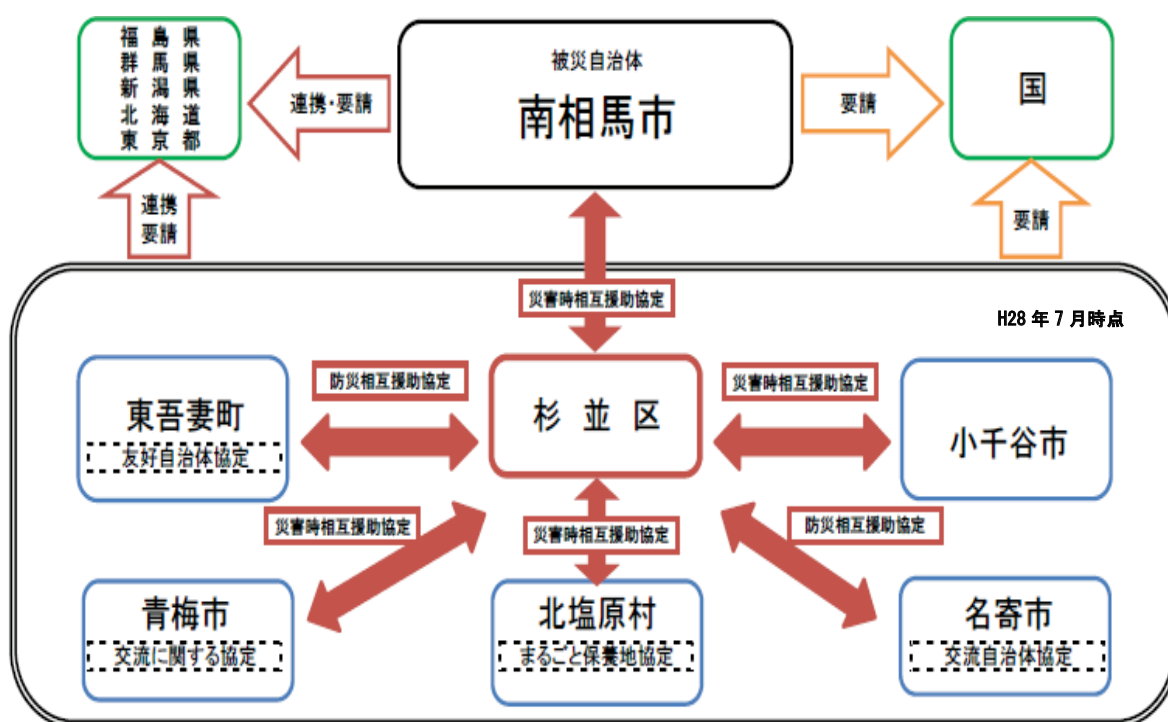


図1 自治体スクラム支援の仕組み（当初）

自治体スクラム支援会議は、各自治体の首長が一堂に会する会議であり、令和3年4月現在9自治体で構成されている。

第2回会議（平成23年4月）以降、南相馬市に対する支援のあり方や国への要請内容を中心に議論がされてきたが、第5回会議（平成24年2月）からは、今後の大災害に備えるための自治体間連携のあり方等についても意見交換を行っている。

(2) 担当者会議

自治体スクラム支援会議と並行して、スクラム自治体の防災担当所管課が参集する「担当者会議」を平成24年から年1～2回開催し、具体的な調整事務を行っている。

この担当者会議では、南相馬市の支援をきっかけに各自治体の受援体制の見直しを図る必要があるとの意見が出され、支援・受援計画は、この意見提案に基づき作成することとなった。

4 プッシュ型支援とプル型支援について

本計画では、被災スクラム自治体で受け入れる支援を大きく2つに分類している。

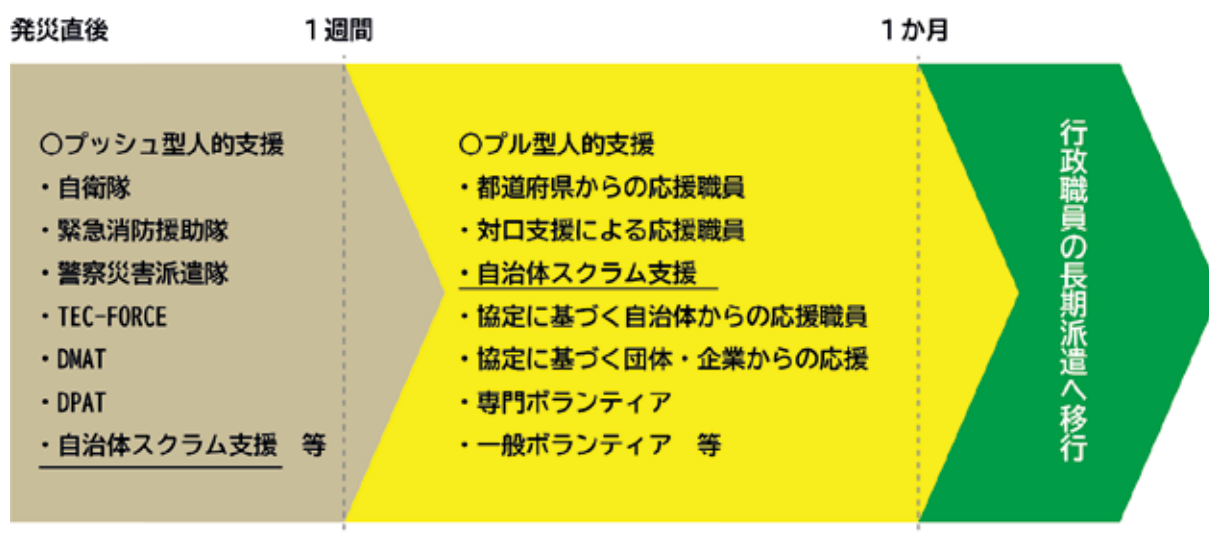
①プッシュ型支援（受援ニーズを待たずに応援職員の派遣や支援物資を輸送する。）

災害発生直後から1週間程度にかけて行われる支援

②プル型支援（受援ニーズに基づき応援職員の派遣や支援物資を輸送する。）

1週間以降から復旧・復興期にかけて行われる支援

図2 時系列による支援の種別（人的）



5 計画の発動基準等

本計画の発動基準及び対象期間は、次のとおりとする。

(1) 発動基準

スクラム自治体で大規模災害により、被災スクラム自治体と連絡がとれない場合又は被災スクラム自治体から窓口自治体に援助の要請があった場合は、本計画を発動する。





表1 計画の発動基準及び種別に応じた派遣基準

計画の発動基準	種別	派遣基準
<ul style="list-style-type: none"> ・スクラム自治体で震度5弱の揺れが発生した場合で、かつ、被災スクラム自治体と連絡がとれない場合 ・被災したスクラム自治体から援助の要請を受けた場合 	先遣隊	<ul style="list-style-type: none"> ・計画が発動した場合
	リエゾン	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員や対応業務に関する調整、応援職員の状況把握が現地で必要と判断した場合
	応援職員	<ul style="list-style-type: none"> ・スクラム自治体で、震度7の揺れが発生した場合 ・窓口自治体経由で援助の要請を受けた場合 ※震度5弱から震度6強の揺れが発生した場合、支援スクラム自治体は、窓口自治体から応援職員の派遣要請を受けてから、応援職員の派遣準備を行う。

(2) 対象期間

本計画が対象とする期間は、災害発生後から復旧・復興期までを目安とする。
 なお、自治体スクラム支援により行う支援は、長期的な支援を想定している。

図3 本計画が対象とする期間

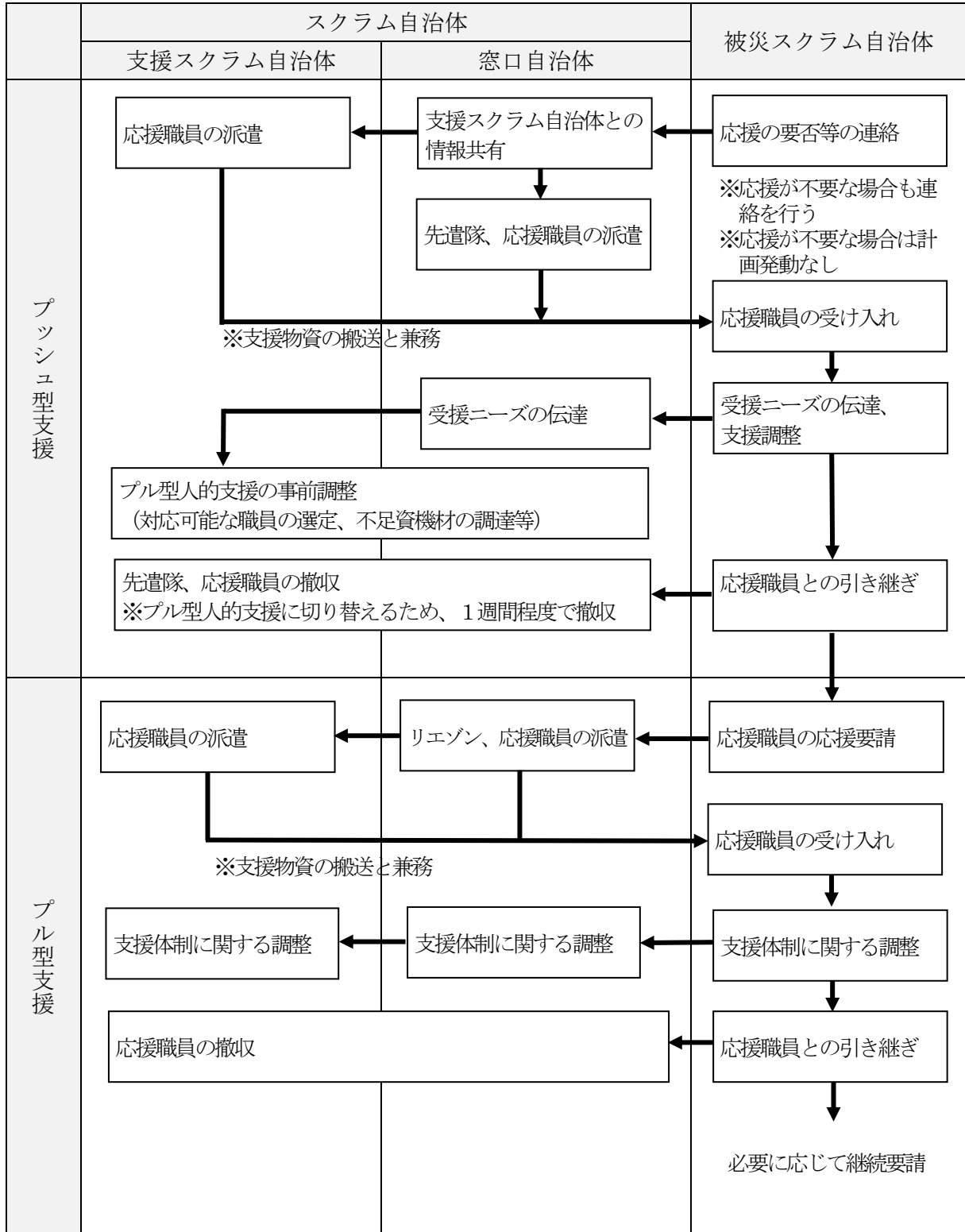
	初動期	応急期	復旧期 (初期)	復旧期 (中期以降)	復興期
	発災から72時間	72時間から1週間	1週間から1ヶ月	1ヶ月から3ヶ月	3ヶ月以降
スクラム自治体	 <ul style="list-style-type: none"> ・プッシュ型支援による支援 		 <ul style="list-style-type: none"> ・プル型支援による支援 		
都道府県等	 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づく支援 ・相互応援協定に基づく支援 ・対口支援に基づく支援 			 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法に基づく派遣 	

※地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月 内閣府）を参考に作成

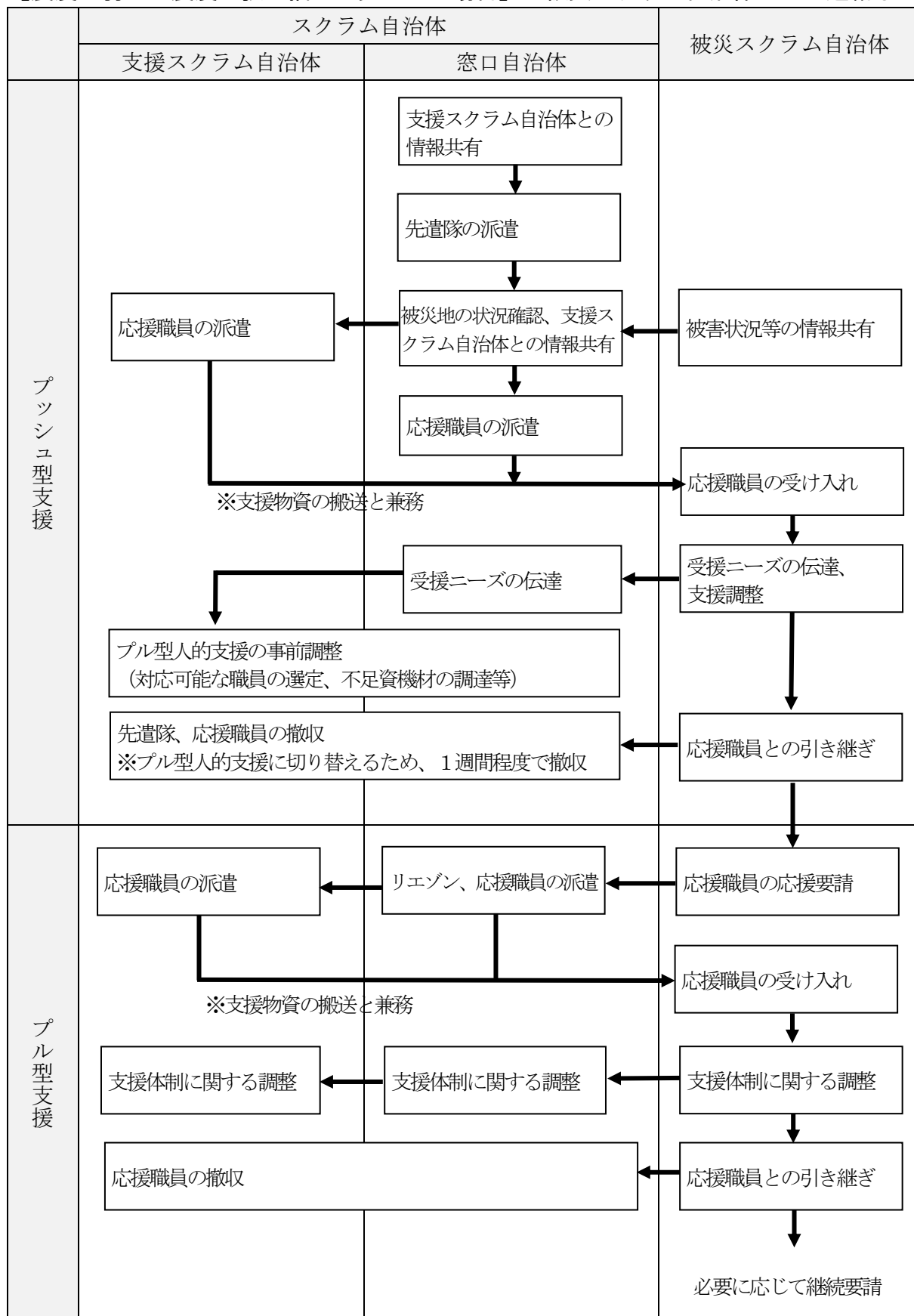
6 支援の全体的な流れ（概要）

本計画における支援の全体的な流れは、次のとおりである。

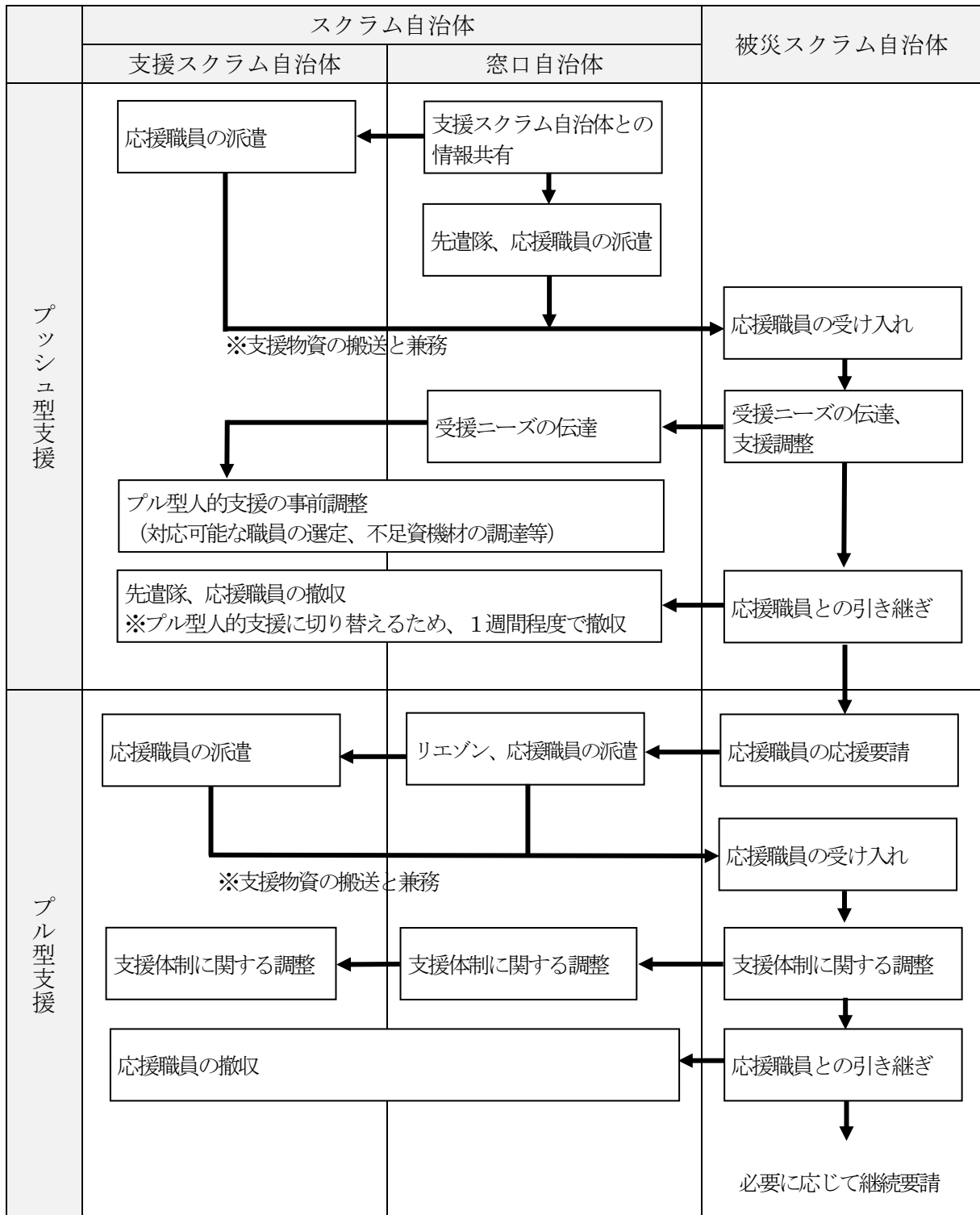
【震度5弱から震度6強の揺れが発生した場合】※被災スクラム自治体からの連絡あり



【震度5弱から震度6強の揺れが発生した場合】※被災スクラム自治体からの連絡なし



【震度7の揺れが発生した場合】



7 応援職員の対応方針

被災スクラム自治体の支援に対応する応援職員は、次の方針に基づいて活動を行うものとする。

- ア 自分自身の安全を第一に考えるとともに、健康管理に留意する。
- イ 被災者や被災スクラム自治体の担当者に寄り添って行動する。
- ウ 指示待ちをせず、積極的に被災スクラム自治体の職員を支援する。
- エ 支援にあたり、衣食住等は自己完結を目指し、被災スクラム自治体の手をできるだけ煩わさない。
- オ 次の応援職員への引継ぎまでが業務であることを意識する。
(やりっぱなしではなく、業務の継続性を考えて行動する。)
- カ 被災スクラム自治体の地域的な事情によって被災者支援の方法が異なる場合もあるため、被災スクラム自治体とともに協力し、理解し合いながら、被災者支援を進めていくことに留意する。

<被災自治体のヒアリング内容（対応方針に関する事項の抜粋）>

- 応援職員は、東日本大震災での経験や被災地での支援経験があることが望ましいが、被災者（被災自治体の担当者）に寄り添えることが最も必要だと考えている。
- 東日本大震災での経験や被災地での支援経験以外に、被災者の気持ちを一番に考えて寄り添った行動ができるように、相手の話を十分に理解することが最低限必要だと考えている。
- 被災自治体のチームリーダーの意思を尊重してほしい。
- 複数の応援自治体との混成チームを組む場合、情報共有に工夫が必要になる。
- 被災自治体の地域的な事情によって被災者支援の方法が異なる場合もあるため、応援自治体と被災自治体がともに協力及び理解し合いながら、被災者支援を進めていくことに留意する。
- 応援自治体と被災自治体との間で温度差が少なからず生じる場合があるため、話し合いなどでお互いの状況等を共有して、理解し合う機会及び努力が必要になる。

第2章 スクラム自治体間の受援・支援体制

第1節 スクラム自治体の受援体制の整備

スクラム自治体は、大規模災害によって自らに甚大な被害が発生した場合、都道府県、スクラム自治体、協定締結自治体等の様々な団体から派遣される応援職員の円滑な受け入れを実現するため、あらかじめ受援体制を整備するものとする。

(1) 受援班又は受援担当の設置

大規模地震等によって被災した場合、都道府県、スクラム自治体、協定締結自治体等から人的支援・物的支援を円滑に受け入れるため、災害対策本部に「受援班」又は「受援担当」の設置を検討する。

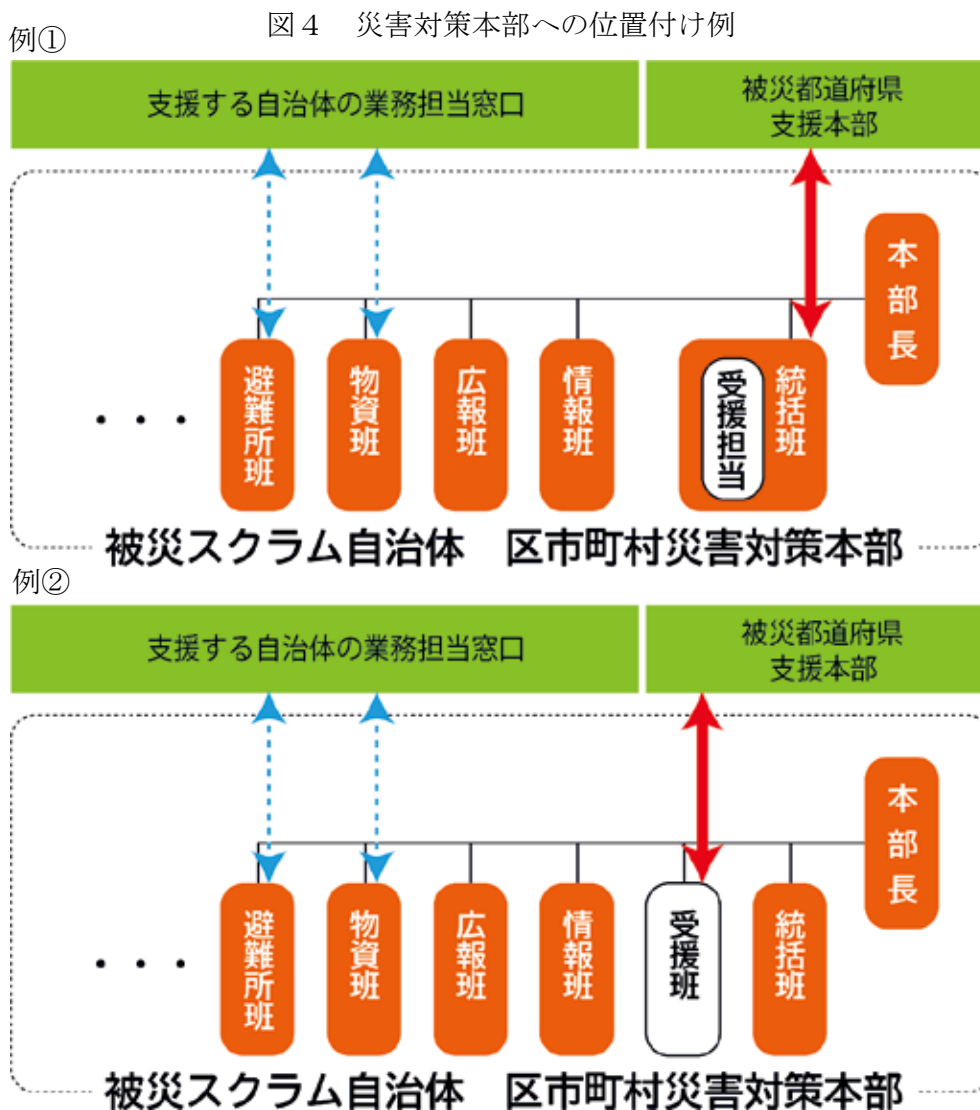


表2 受援班又は受援担当の主な業務（例）

組織名	主な業務
受援班又は受援担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的・物的資源ニーズのとりまとめ ・ 受援状況のとりまとめ ・ 人的・物的資源の調達・管理 ・ 都道府県、スクラム自治体、協定締結自治体等への支援要請 ・ 都道府県、スクラム自治体、協定締結自治体等との受援に関する調整 ・ 受援に関する庁内調整 ・ 調整会議の実施 ・ 活動拠点、待機場所等の確保

※地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月 内閣府）を参考に整理

（2）指揮命令者及び受援担当者の指定

被災スクラム自治体が応援職員を受け入れる場合、応援職員の人数や業務について、受援班又は受援担当は、リエゾンと調整する必要がある。

調整後については、応援職員を受け入れる業務について、具体的な内容の説明や指示をすることから、応援職員を受け入れる業務の単位で受援担当者を定める。

また、応援職員に対する指示を明確にするため、指揮命令者を定める。

表3 指揮命令者及び受援担当者の主な業務等（例）

種別	主な業務	要件
指揮命令者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員に対して業務に関する指揮命令 	管理・監督職級を指定する。
受援担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的・物的資源ニーズの把握 ・ 応援受入状況の把握 ・ 受援班又は受援担当への報告 ・ 人的資源の調達・管理 ・ 執務環境の整備 ・ 応援職員の受け入れ ・ 応援職員との情報連携 ・ 調整会議への参加 	応援職員を受け入れる業務の内容に精通した職員を指定する。

※地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月 内閣府）を参考に整理

(3) 多様な通信手段の確保

ア 連絡先リストの更新・共有

各スクラム自治体は、災害時に使用できる通信手段及びその連絡先をリスト化し、情報共有しておく。

各スクラム自治体は、自らの連絡先に変更が生じた場合は、上記リストを更新するとともに、他のスクラム自治体に更新内容を周知するものとする。

イ 複数の通信手段の確保

各スクラム自治体は、連絡を確実にを行うため、電話回線のほか複数の通信手段の確保に努めるものとする。(例えば、衛星携帯電話など)

各スクラム自治体は、都道府県の防災無線を介した情報連絡体制を確認し、スクラム自治体間で共有した上で、積極的な活用の可能性についても確認すること。

(例) 東京都においては、東京都防災行政無線システムで衛星回線の使用が可能である。

第2節 スクラム自治体の支援体制の整備

スクラム自治体は、他のスクラム自治体で甚大な被害が発生した場合、派遣可能な職員を選定するとともに、物資や資機材を所管部署から調達する必要があるため、平常時の体制下であっても庁内横断的に対応する支援体制を整備するものとする。

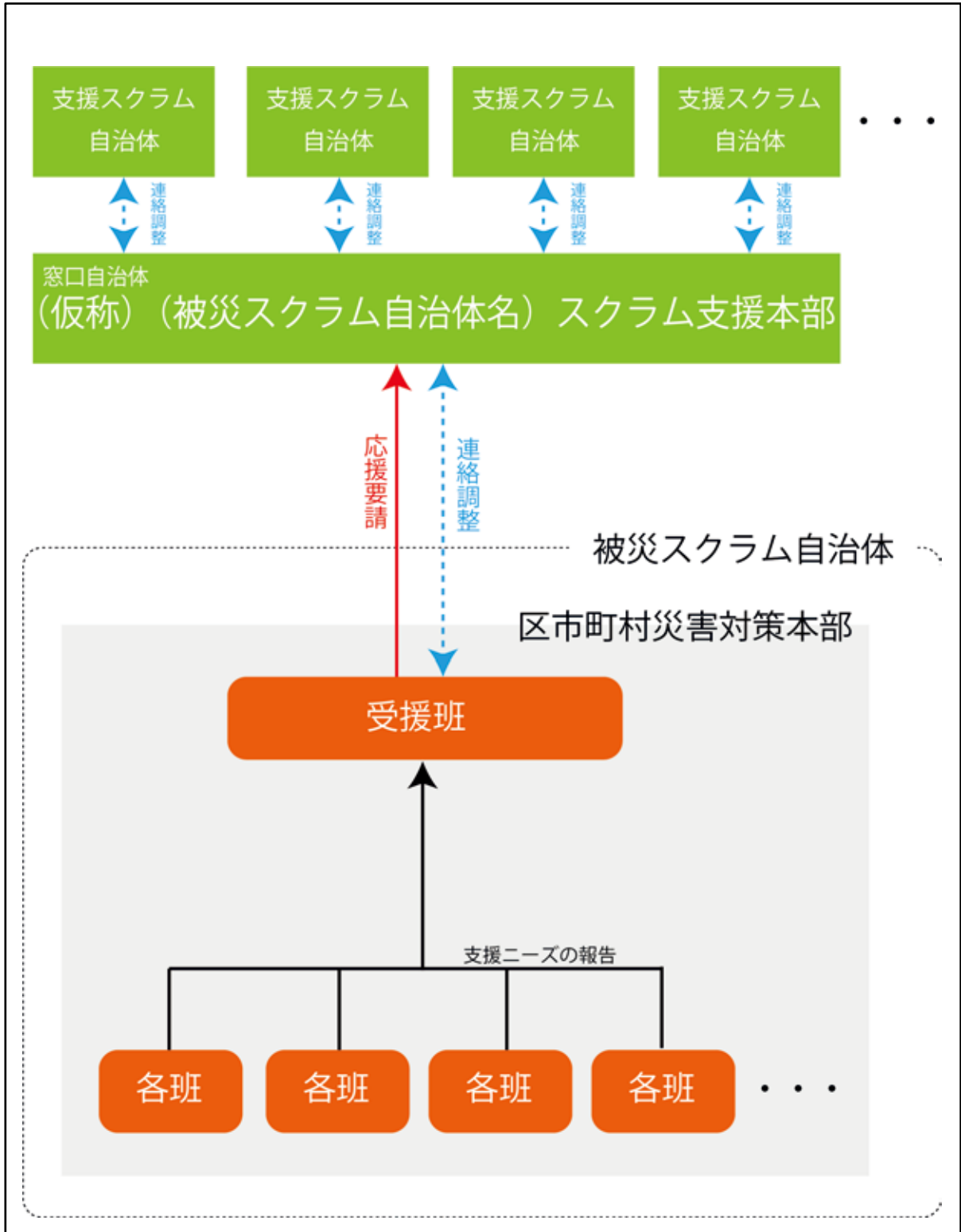
(1) 支援組織の設置

災害時相互援助協定及び本計画に基づき被災スクラム自治体を支援するにあたり、被災スクラム自治体の状況把握、応援職員の選考・派遣、応援職員の移動手段・宿泊先の確保、資機材の調達、ローテーションの管理等を円滑に実施するため、スクラム自治体で支援組織を設置することが望ましい。なお、支援組織の設置を検討する際に、窓口自治体と支援スクラム自治体の場合で、役割が異なることを留意するものとする。

表4 窓口自治体及び支援スクラム自治体の主な業務

種別	主な業務
窓口自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・先遣隊の派遣 ・リエゾンの派遣 ・被災スクラム自治体の被害状況の把握及び支援スクラム自治体との情報共有 ・人的・物的資源ニーズの把握及び支援スクラム自治体との情報共有 ・スクラム自治体間での支援内容の調整 ・被災スクラム自治体との支援内容の調整 ・支援実施状況の把握 ・現地応援職員（スクラム自治体支援全体）の状況把握 ・宿泊場所の確保 ・応援職員や資機材の確保 ・応援職員への事前説明 ・応援職員（プッシュ型・プル型）の派遣 ・応援職員の状況把握 ・日程表（ローテーション）の作成及び共有 ・支援物資の搬送
支援スクラム自治体 （窓口自治体以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・被災スクラム自治体の被害状況の把握 ・人的・物的資源ニーズの把握 ・スクラム自治体間での支援内容の調整 ・移動手段の確保 ・応援職員や資機材の確保 ・応援職員への事前説明 ・応援職員（プッシュ型・プル型）の派遣 ・応援職員の状況把握 ・日程表（ローテーション）の作成及び共有 ・支援物資の搬送

図5 スクラム自治体における受援・支援体制（例）



(2) 支援物資及び輸送手段の確保

ア 支援品目の備蓄

各スクラム自治体は、自らの防災に資する範囲で「第3章 支援の対応 第4節 プッシュ型支援による支援物資の供給 2 支援品目」に定める品目の確保に努めるものとする。なお、必ずしも支援のために自らの防災に必要な範囲を超えて確保する必要はない。

イ 災害時における支援品目の入手手段の確保

事業者等との協定による優先入手や通常の購入等、災害時に支援品目の物資を即時に入手可能な手段を確保するものとする。

ウ 支援可能物資の周知

各スクラム自治体は、支援及び受援が円滑に行われるよう、自治体スクラム支援会議等を通じて支援可能物資の情報共有に努めるものとする。

エ 輸送手段の確保

各スクラム自治体は、支援物資の輸送を円滑に行うために、輸送手段の確保に努め、緊急通行車両の事前届の提出等※を進めるほか、民間企業との支援協定による物資調達を用いた支援等も検討する。

オ 配送先、ルートの確認

各スクラム自治体は、大規模災害発生時における物資拠点の混乱に備えて多様な配送場所を把握するため、他のスクラム自治体の物資拠点や避難所について事前に確認するものとする。

※緊急通行車両等の事前届出制度の活用について

緊急通行車両の標章には、事前届出制度があり、災害応急対策等を実施するため運転する計画がある車両について、事前に届出を行い、緊急通行車両等であることの審査を済ませておくことにより、発災時には、迅速に標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

(1) 申請先

対象となる車両の使用の本拠地を管轄する警察署

(2) 届出済証の交付

申請された事前届出書は、要件に該当した場合には届出済証として申請者に交付される。

(3) 確認手続き等

届出済証の提示により、確認に係る審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び確認証明書が交付される。届出済証の交付を受けていない車両は、確認申請書の提出後に緊急通行車両等に該当するか否かの審査が行われる。

(3) リエゾン、先遣隊等の派遣準備

窓口自治体は、リエゾン・先遣隊等として派遣する職員の候補をあらかじめ選定し、災害発生時には速やかに派遣できるよう手続きの準備を整えておく。

窓口自治体は、リエゾン・先遣隊等が派遣時に宿泊場所や飲食等の確保を自ら行うことができるよう、準備を整えておく。

リエゾン・先遣隊等の活動に関する研修・訓練をスクラム自治体共同で開催するなど、職員の育成に努める。

各スクラム自治体は、スクラム自治体からのリエゾン派遣だけでなく、(大規模災害の発生時には派遣されるであろう) 都道府県や国からのリエゾン派遣に備えて、あらかじめ宿泊地や待機スペースの確保を図ることも重要である。

第3節 スクラム自治体が支援する業務

(1) 支援業務の調査

被災スクラム自治体に対して迅速かつ効果的な人的支援を実施することを目的として、基礎調査及び詳細調査を実施した。

表5 基礎調査と詳細調査の調査概要

種別	調査概要
基礎調査	先遣隊派遣の可否、応援職員の派遣可否
	被災スクラム自治体までの移動手段、移動にかかる時間
	応援職員の派遣可能期間、派遣可能人数
	情報通信機器の有無
	業務継続計画の発動条件
	応援職員による受援が必要な非常時優先業務
	支援組織、受援組織の有無
詳細調査	災害廃棄物を運搬可能な車両の有無、派遣可否
	先遣隊・リエゾンと応援職員の同時派遣
	一般ごみの収集・運搬体制
	先遣隊・リエゾン、応援職員の活動拠点や一時待機場所、野営可能場所等
	貸与可能なPC、持ち込んだPCのLANやWi-Fi環境
	避難所運營業務、物資受入配分業務、災害廃棄物対策業務の実施体制等

基礎調査では、スクラム自治体が被災した場合に、プッシュ型人的支援で派遣する応援職員が支援する業務を検討するため、受援が必要な非常時優先業務（災害発生から1週間まで）について調査した。

当該調査結果のうち、国、都道府県、関係事業者等が主に支援することが想定される業務（災害対策本部のマネジメント支援業務、救護所の設置及び運営、ライフライン被害調査業務等）を除いたものから、下表のとおり受援希望が複数ある業務を整理した。

表6 受援が必要な非常時優先業務（災害発生から1週間までの期間）

受援が必要な業務 (発災から1週間)	対応開始時期(目安)	要専門知識※1	優先度※2
避難所運營業務	発災当日		A
物資受入配分業務	1日～3日		A
被害認定調査業務	3日～1週間	△	B
災害廃棄物処理業務	1日～3日		A
応急危険度判定業務	1日～3日	○	A
り災証明発行等業務	3日～1週間		B

※1 要専門知識・・・○：専門知識が必要 △：専門知識が一部の業務で必要

※2 優先度・・・A：生命・安全の確保の視点で優先度が最も高い B：生命・安全の確保の視点で優先度が高い

(2) 業務を検討する上での前提条件

ア 動員数について

大規模災害発生時には、都道府県や政令指定都市が被災自治体を支援する対口支援団体が定められ、大規模な人数の応援職員を被災自治体に動員している。

一方で、スクラム自治体では、基礎調査の結果、一度に派遣可能な職員の人数に限りがあることが明らかとなり、対口支援方式のように大規模な人数の応援職員の動員は困難である。

なお、スクラム自治体で派遣可能な人数は、プッシュ型人的支援で13名程度、プル型人的支援で12名（派遣人数を調整できるスクラム自治体を除く。）の動員が可能となっている。

イ 災害発生から支援開始までの期間について

対口支援方式で支援経験のある自治体にヒアリングをしたところ、対口支援方式で支援活動を開始するまで最低でも災害発生から5日～7日程度の時間を要していることが明らかとなった。

一方で、スクラム自治体では、基礎調査の結果、プッシュ型人的支援で応援職員を派遣した場合、災害発生から1日程度で被災スクラム自治体に到着することが可能となることが明らかとなっている。

ウ 平時からの連携について

対口支援団体は、大規模災害発生後に決定されるプロセスであるため、協定締結自治体のように平時からの課題共有や連携強化を図ることが困難である。

一方で、スクラム自治体では、自治体スクラム支援会議、担当者会議等により、平時からスクラム自治体間の連携のあり方に対する意見交換や支援体制の検討などを実施している。

表7 対口支援とスクラム自治体支援の比較

	対口支援団体	スクラム自治体支援	
		プッシュ型人的支援	プル型人的支援
派遣時期	発災から5日～7日程度	発災から1日程度	発災から1週間以降
派遣人数(目安)	大規模	先遣隊：2名 応援職員：13名程度	リエゾン：2名 応援職員：12名～
派遣種別	短期派遣	短期派遣	中長期派遣
業務支援に関する主な役割	・災害対応業務の支援 ・被災市区町村が行う災害マネジメントの支援	・優先度の高い非常時優先業務を支援	・被災スクラム自治体から支援要請のある業務を支援

※スクラム自治体支援では、発災後から迅速に応援職員を派遣するとともに、常に受援ニーズを重視した支援を展開する。

(3) スクラム自治体で支援する業務

スクラム自治体では、プッシュ型人的支援の活動期間が「住民の生命・安全の確保を行う期間」であることを踏まえて、「表6 受援が必要な非常時優先業務（災害発生から1週間までの期間）」のうち、「避難所運營業務」及び「物資受入配分業務」の2つをプッシュ型人的支援で実施する業務として選定した。

なお、対口支援団体による支援は、本格的に開始されるまで一定の日数を要するため、それまでの期間においては、スクラム自治体が支援業務の一部を担うことで被災スクラム自治体の負担軽減を図ることが可能となる。

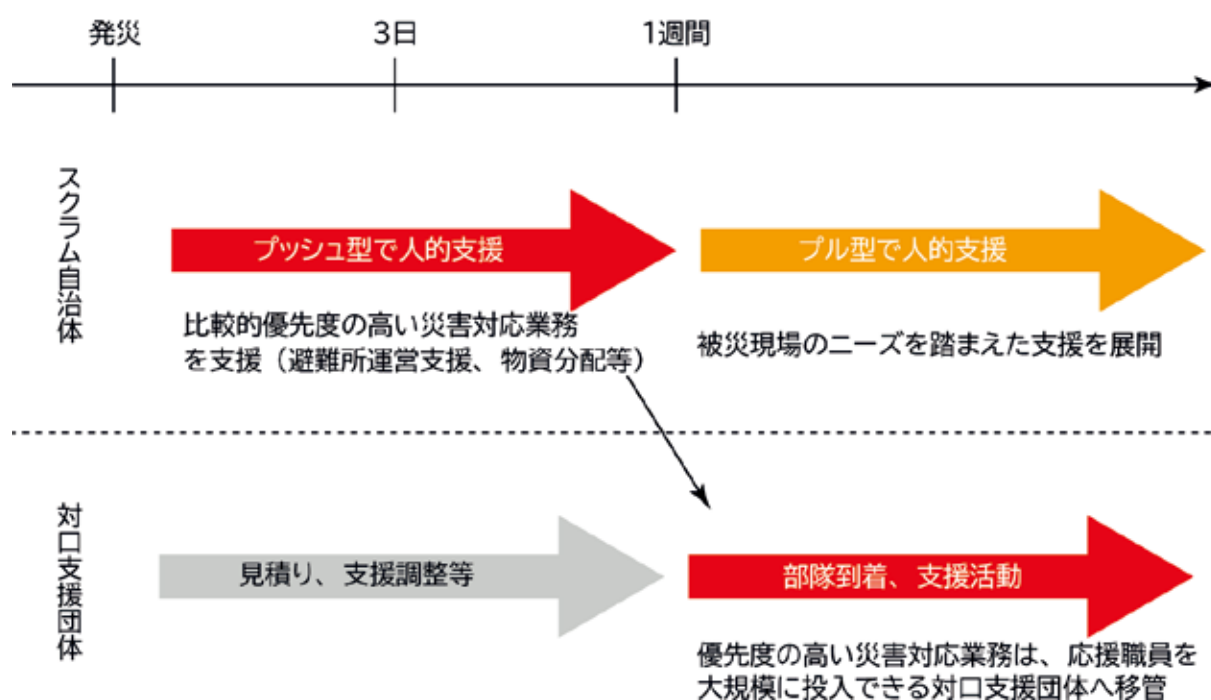
そのため、スクラム自治体によるプッシュ型人的支援は、災害発生後から対口支援団体による活動が開始されるまでの期間とする。

なお、スクラム自治体によるプル型人的支援では、先遣隊・リエゾンが被災スクラム自治体の受援ニーズを把握するとともに、窓口自治体が被災スクラム自治体と支援スクラム自治体間を調整しながら支援業務を決定する。

表8 プッシュ型人的支援とプル型人的支援の実施期間及び支援業務

	実施期間	支援業務
プッシュ型人的支援	発災から1週間	・避難所運營業務 ・物資受入配分業務
プル型人的支援	1週間以降	・被災スクラム自治体の受援ニーズに応じて支援業務を決定

図6 スクラム自治体による支援概要（時系列）



第3章 支援の対応

第1節 通信手段の確保

スクラム自治体は、被災スクラム自治体と確実に連絡を行う必要がある。電話、メールまたはFAXによる連絡が不通となった場合には、あらかじめ確保しておいた複数の手段を用いて連絡を行う。

(1) 使用が想定される連絡手段

スクラム自治体で大規模災害が発生した場合、被災スクラム自治体と窓口自治体との間で被害状況や支援の要否等の連絡を行うことになっており、その際に使用する連絡手段は、次のとおりである。

表9 連絡手段及び利用優先度

連絡手段	設置状況 ※自治体スクラム支援会議 緊急連絡先リスト 参照	優先度
災害時優先電話（固定電話）	すべてのスクラム自治体で設置されている。	1
衛星電話	複数のスクラム自治体で設置されていない。	2
携帯電話	すべてのスクラム自治体で設置されている。	3
携帯メール	複数のスクラム自治体で設置（設定）が確認できない。	4

※利用優先度は、全体的な設置状況及び災害時の繋がりやすさを踏まえて設定

(2) 連絡方法

被災スクラム自治体及び窓口自治体は、災害発生直後から多様な通信手段を用いて連絡を取り合う。窓口自治体は、被災スクラム自治体と連絡した内容を支援スクラム自治体に伝達するとともに、プル型人的支援に関する調整を行う。

首長同士の連絡等、個別連絡が必要な場合は上記の限りではないが、窓口自治体以外のスクラム自治体が被災スクラム自治体と連絡を行った場合は、窓口自治体にその内容を報告し、情報の共有を図る。

表10 連絡する目的及び連絡先

連絡する主体	連絡する主な目的	連絡先
被災スクラム自治体	被害状況、受援の要否の連絡等	窓口自治体
	受援ニーズの伝達、受援調整等	先遣隊・リエゾン（窓口自治体）
窓口自治体	被害状況、受援の要否の確認等	被災スクラム自治体
	被害状況、受援の要否、受援ニーズの伝達、支援調整等	支援スクラム自治体
支援スクラム自治体	支援調整等	窓口自治体

※被災スクラム自治体との連絡は、窓口自治体が行うことを原則とし、直接の連絡は被災スクラム自治体の負担軽減のため配慮すること。

※被災スクラム自治体は、受援が不要な場合も窓口自治体に連絡を行うこと。

第2節 窓口自治体による総合調整

窓口自治体は、被災スクラム自治体に対して支援に必要な情報を確認するとともに、支援スクラム自治体と支援についての調整を行う。

(1) 窓口自治体としての活動が可能なスクラム自治体

被災スクラム自治体に対して迅速かつ効果的な人的支援を実施することを目的として実施した基礎調査の結果を踏まえ、窓口自治体としての活動が可能なスクラム自治体は、次のとおりである。

表 11 構成自治体別の窓口自治体

地域ブロック	構成自治体	窓口自治体
東京・山梨・静岡ブロック	杉並区	○
	青梅市	○
	忍野村	—
	南伊豆町	—
新潟・群馬ブロック	小千谷市	○
	東吾妻町	—
福島ブロック	南相馬市	○
	北塩原村	—
北海道ブロック	名寄市	—

※名寄市は、全ての地域ブロックの窓口自治体への二次的支援を担う。

なお、窓口自治体の設定は、地域ブロックごとに担当の窓口自治体をあらかじめ定めるカウンターパート方式※とする。

※【用語】カウンターパート方式

被災自治体に対し、応援する自治体を割り当てて応援する方式。
支援スクラム自治体が複数になる場合もある。府県レベルのほか、市町村レベルのカウンターパート方式があり、東日本大震災でこの方式による応援が高く評価された。

【出典】「関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編）」
(平成 24 年 3 月、関西広域連合 広域防災局)

(2) 窓口自治体の割り当て

窓口自治体は、担当する自治体と近接していることが望ましいが、その一方で被災スクラム自治体と同時被災しない程度に離れている必要がある。このため、スクラム自治体を地域単位のブロックに分け、ある地域ブロックが被災した場合には、あらかじめ定めた別の地域ブロックの自治体が窓口自治体となる体制とする。

なお、窓口自治体としての活動が可能なスクラム自治体の状況や近年の気候変動により高まる災害リスクを考慮し、「東京・山梨・静岡ブロック」のうち、「山梨・静岡ブ

ック」の構成自治体が被災した場合に限り、近隣である「東京ブロック」の構成自治体を割り当てるよう変更した。

表 12 受援（被災）自治体ごとの窓口自治体の割り当て

受援（被災）自治体	窓口自治体
東京・山梨・静岡ブロックの構成自治体	新潟・群馬ブロックのいずれかの構成自治体
※上記のうち、山梨・静岡ブロックの構成自治体	東京ブロックのいずれかの構成自治体
新潟・群馬ブロックの構成自治体	東京・山梨・静岡ブロックのいずれかの構成自治体
福島ブロックの構成自治体	東京・山梨・静岡ブロックのいずれかの構成自治体
北海道ブロックの構成自治体	福島ブロックのいずれかの構成自治体

※北海道ブロックは、直接窓口自治体の割り当てはないが、発災時には窓口自治体の二次的支援を担う。
 (例：東京が被災した場合に、新潟・群馬ブロックの窓口自治体の業務を支援するなど)

「表 11 構成自治体別の窓口自治体」及び「表 12 受援（被災）自治体ごとの窓口自治体の割り当て」を踏まえた被災スクラム自治体別の窓口自治体（候補）は、次のとおりである。

なお、近年の気候変動により高まる災害リスクによって、複数のスクラム自治体が同時多発的に被災することも想定されるため、窓口自治体（候補）に挙げられているスクラム自治体同士で窓口自治体を対応する順位を決定するものとする。

また、窓口自治体業務を支援する自治体については、各スクラム自治体から対応可能な事項の申出内容や、「表 12 受援（被災）自治体ごとの窓口自治体の割り当て」の状況を踏まえて割り当てた。

表 13 受援（被災）自治体を支援する窓口自治体

受援（被災）自治体	窓口自治体（候補）	窓口自治体業務を支援する自治体
杉並区	小千谷市	(※1) 忍野村（先遣隊）、(※3) 名寄市
青梅市	小千谷市	(※1) 忍野村（先遣隊）、(※3) 名寄市
忍野村	杉並区、青梅市	小千谷市
南伊豆町	杉並区、青梅市	小千谷市、(※1) 忍野村（先遣隊）
小千谷市	杉並区、青梅市	(※2) 南伊豆町（リエゾン）
東吾妻町		
南相馬市	杉並区、青梅市	(※2) 南伊豆町（リエゾン）
北塩原村		
名寄市	南相馬市	杉並区

- (※1) 東京・静岡ブロックについては、忍野村が地理的条件から包囲的に受援（被災）自治体に先遣隊の一隊として出動が可能であるため、東京・静岡ブロックの構成自治体の支援を担当する窓口自治体は、平時から忍野村と先遣隊派遣の役割や災害時の情報伝達方法を調整する。
- (※2) 新潟・群馬ブロック及び福島ブロックの構成自治体の支援を担当する窓口自治体は、リエゾンの派遣が必要と判断した場合、必要に応じて南伊豆町とリエゾン派遣の役割や災害時の情報伝達方法を調整する。
- (※3) 複数のスクラム自治体における同時被災も考えられる地域ブロックにおいて、窓口自治体（候補）が1自治体のみの場合、優先的に名寄市による窓口自治体支援（二次的支援）を実施する。

(3) 窓口自治体の役割

支援を行う際は、被災スクラム自治体からの情報収集及び連絡調整を行うことが極めて重要である。

一方、被災スクラム自治体においては、住民の生命、身体及び財産の保護に総力を挙げて取り組む必要があるため、支援を申し出た各自治体からの個別連絡に対応することは応急対応業務の支障となる。また、複数からなるスクラム自治体が支援を行うに当たっては、支援に必要な情報を共有し、スクラム自治体間で役割分担を行うなど、統一かつ効率的な対応を行うことが重要である。

このため、平常時にあらかじめ設定しておいた「窓口自治体」が、スクラム自治体を代表して被災スクラム自治体と情報連絡を行い、スクラム自治体間の総合調整を行うことにより、被災スクラム自治体の負担軽減とスクラム自治体による支援の最適化を図る。

なお、窓口自治体においては、被災スクラム自治体と連絡調整を行う先遣隊・リエゾンと被災スクラム自治体で災害対応業務等に従事する応援職員を同時に派遣するものとする。

表 14 窓口自治体の主な業務

種 別	主な業務
窓口自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・先遣隊の派遣 ・リエゾンの派遣 ・被災スクラム自治体の被害状況の把握及び支援スクラム自治体との情報共有 ・人的・物的資源ニーズの把握及び支援スクラム自治体との情報共有 ・スクラム自治体間での支援内容の調整 ・被災スクラム自治体との支援内容の調整 ・支援実施状況の把握 ・現地応援職員（スクラム自治体支援全体）の状況把握 ・宿泊場所の確保 ・応援職員や資機材の確保 ・応援職員への事前説明 ・応援職員（プッシュ型・プル型）の派遣 ・応援職員の状況把握 ・日程表（ローテーション）の作成及び共有 ・支援物資の搬送

表 15 窓口自治体が被災スクラム自治体に確認する情報（支援に必要な情報）

項 目	詳 細
被災スクラム自治体の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・受援の要否 ・被害状況 ・交通状況（通行規制、道路啓開状況）
必要な支援物資の情報 (特にプル型支援の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の種類 ・物資の必要量
支援物資を搬入する場所の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の位置、場所の指定 ・施設の開設状況、受入可能状況 ・搬入可能な車両のサイズ ・搬入する際の連絡先
必要な人的支援の情報 (プル型人的支援の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な業務名 ・応援職員の活動内容 ・必要人数（人/日） ・対応期間 ・必要な資格、経験、職種 ・必要な資機材

（４）支援スクラム自治体の役割

被災スクラム自治体への支援は、支援スクラム自治体が個別に行うことを基本としている。

窓口自治体が収集した情報を基に、物資や配達手段を調達し、指定された場所へ搬送するものとする。

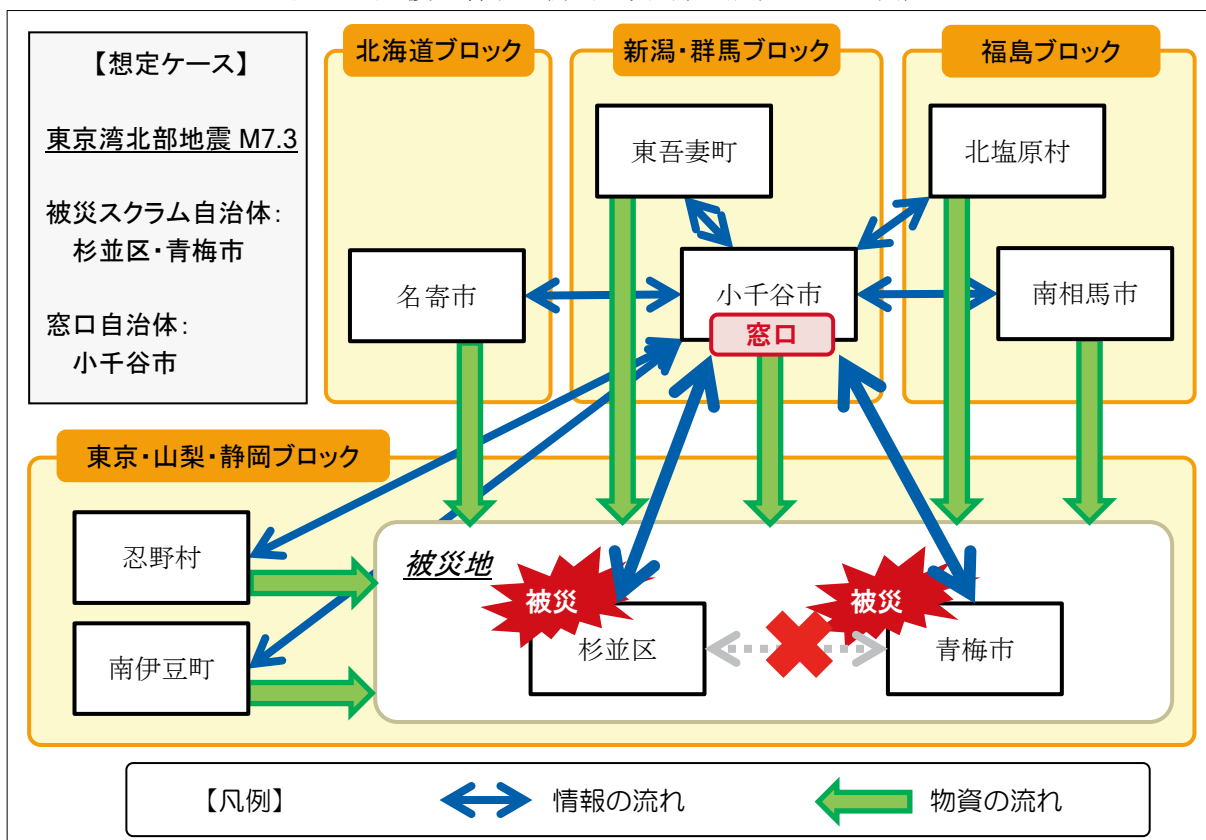
プッシュ型支援では、あらかじめ定められた派遣基準に基づいて被災スクラム自治体の災害対応業務に従事する職員の派遣や、支援物資の搬送を行うものとする。

また、窓口自治体が収集した被災スクラム自治体の受援ニーズに基づいて、プル型支援で支援する業務を調整のうえ、従事する業務に精通した職員を選定して被災スクラム自治体に派遣するものとする。

表 16 支援スクラム自治体の主な業務

種 別	主な業務
支援スクラム自治体 (窓口自治体以外)	<ul style="list-style-type: none"> 被災スクラム自治体の被害状況の把握 人的・物的資源ニーズの把握 スクラム自治体間での支援内容の調整 移動手段の確保 応援職員や資機材の確保 応援職員への事前説明 応援職員（プッシュ型・プル型）の派遣 応援職員の状況把握 日程表（ローテーション）の作成及び共有 支援物資の搬送

図 7 支援の枠組（東京湾北部地震発生時の例）



第3節 先遣隊・リエゾンの派遣

被災スクラム自治体で大規模災害が発生した場合や被災スクラム自治体から援助の要請を受けた場合、窓口自治体は、先遣隊及びリエゾン派遣する。

1 先遣隊・リエゾンの派遣主体

スクラム自治体のうち、窓口自治体に割り当てられた自治体が先遣隊・リエゾンを派遣するものとする。

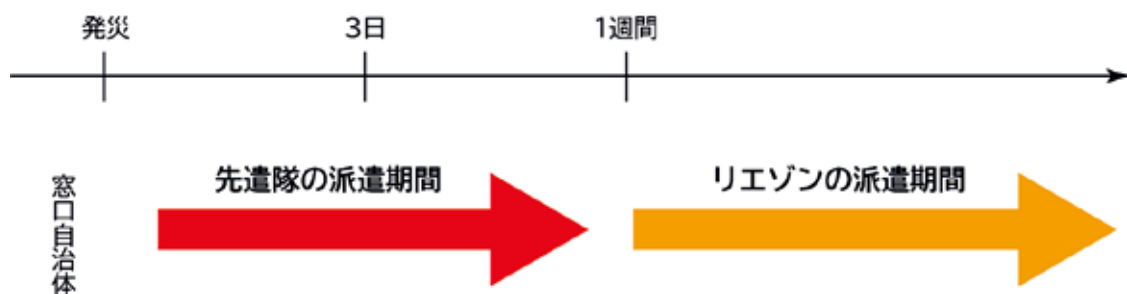
2 先遣隊・リエゾンの派遣期間

先遣隊の派遣期間は、災害発生直後から4日から5日を想定する。

また、リエゾンの派遣期間は、災害発生して1週間後以降に現地（被災スクラム自治体内）での調整が不要になるまでの期間を想定する。リエゾンを派遣する場合、先遣隊の派遣と異なり、継続的な支援を行うことから中期の派遣となるため、4日程度から2週間での交代体制で対応する必要がある。

なお、リエゾンは、先遣隊が撤収後、切れ目が生じないように入れ替わりで被災スクラム自治体に派遣する。

図8 先遣隊とリエゾンの派遣期間



3 先遣隊・リエゾンの派遣基準

窓口自治体が先遣隊を派遣する基準は、次のとおりとする。

窓口自治体は、①衛星回線等を使用して被災スクラム自治体の被害状況を確認並びに援助の要請を受けた場合、②被災スクラム自治体との連絡がつかない場合、先遣隊を派遣する。

なお、迅速な先遣隊の派遣が必要となるため、窓口自治体に割り当てられている自治体では、先遣隊の候補者を事前に選定するものとする。

表 17 先遣隊・リエゾンの派遣基準

種別	派遣基準
先遣隊	<ul style="list-style-type: none"> ・スクラム自治体で、震度5弱以上の揺れが発生した場合で、かつ、次のいずれかの条件を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ①被災したスクラム自治体で甚大な被害が確認できた場合 ②被災したスクラム自治体と連絡がつかない場合 ・窓口自治体が被災スクラム自治体から援助の要請を受けた場合
リエゾン	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員や対応業務に関する調整、応援職員の状況把握が現地で必要と判断した場合

4 先遣隊・リエゾンの役割

(1) 先遣隊の役割

派遣された先遣隊は、被災スクラム自治体に到着後、現地で被災状況及び受援ニーズ等を把握する。把握した情報を適宜、窓口自治体に報告することで、支援スクラム自治体とも情報を共有する。

(2) リエゾンの役割

リエゾンは、災害発生から1週間後以降にプル型人的支援で応援職員を派遣する状況において、現地での調整や応援職員の状況把握が必要と窓口自治体が判断した場合、被災スクラム自治体に派遣する。

派遣されたリエゾンは、被災スクラム自治体と応援職員の派遣に関する調整を行うとともに、支援スクラム自治体から派遣された応援職員の対応状況や、受援ニーズを把握する。把握した情報を適宜、窓口自治体に報告することで、支援スクラム自治体とも情報を共有する。

表 18 先遣隊・リエゾンの派遣期間、派遣人数、主な役割等

	先遣隊	リエゾン
派遣時期	災害発生直後	災害発生から1週間程度以降 (必要に応じて)
派遣人数	2名	2名
派遣期間	4日から5日	4日程度から2週間(交代制) ※窓口自治体によって異なる。
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の把握 ・受援ニーズの把握(物資も含む) ・窓口自治体への情報提供 ・応援職員の派遣に関する調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援状況の把握 ・受援ニーズの把握(物資も含む) ・窓口自治体への情報提供 ・応援職員の派遣に関する調整 ・現地応援職員の状況把握

5 先遣隊・リエゾンの派遣に伴う流れ

(1) 先遣隊の派遣

ア 派遣準備

- ・先遣隊の派遣基準等を確認して、先遣隊を派遣する窓口自治体を把握する。
- ・先遣隊の移動方法(電車、車両等)を確認及び検討して、移動手段を手配する。
- ・先遣隊候補者から派遣する職員を決定する。
- ・被災スクラム自治体内又はその周辺のホテル等を調査して、宿泊場所を手配する。
- ・宿泊手配が困難な場合は、被災スクラム自治体に連絡して公共施設の活用や野営可能場所について確認する。
- ・活動に必要な資機材等、個人携行品を確認して、必要な物を準備する。

イ 先遣隊の派遣

- ・先遣隊として派遣する職員に被災スクラム自治体の被害状況等を説明する。

【説明する事項】

- ・被災スクラム自治体の被害状況(把握している限り)
- ・被災スクラム自治体までの移動方法
- ・被災スクラム自治体の担当者
- ・宿泊場所
- ・先遣隊の役割
- ・窓口自治体との情報伝達方法 等

- ・個人携行品の最終確認を行う。
- ・先遣隊として派遣される職員は、準備が整い次第、速やかに被災スクラム自治体に移動する。

(2) リエゾンの派遣

ア 派遣準備

- ・被災スクラム自治体にプル型人的支援を実施することを確認する。
- ・現地（被災スクラム自治体内）で、応援職員や対応業務に関する調整、応援職員の状況把握を行う要員の必要性を判断する。
- ・判断結果に基づいて、リエゾンの派遣を決定する。
- ・リエゾンの移動方法（電車、車両等）を確認及び検討して、移動手段を手配する。
- ・支援物資の要請がある場合は、ニーズに応じた支援物資を調達して、搬送方法を検討する。
- ・リエゾンとして派遣する職員を選定及び決定する。
※リエゾンは、4日程度から2週間の期間で交代するため、あらかじめ次に派遣する職員も検討が必要。
- ・被災スクラム自治体内又はその周辺のホテル等を調査して、宿泊場所を手配する。
- ・宿泊手配が困難な場合は、被災スクラム自治体に連絡して公共施設の活用や野営可能場所について確認する。
- ・活動に必要な資機材等、個人携行品を確認して、必要な物を準備する。

イ リエゾンの派遣

- ・リエゾンとして派遣する職員に被災スクラム自治体の被害状況等を説明する。

【説明する事項】

- ・被災スクラム自治体の被害状況
- ・被災スクラム自治体までの移動方法
- ・被災スクラム自治体の担当者
- ・宿泊場所
- ・リエゾンの役割
- ・窓口自治体との情報伝達方法 等

- ・個人携行品の最終確認を行う。
- ・リエゾンとして派遣される職員は、準備が整い次第、速やかに被災スクラム自治体に移動する。

第4節 プッシュ型支援による支援物資の供給

スクラム自治体は、他のスクラム自治体が被災し、支援物資供給の必要性があると判断した場合は、被災スクラム自治体からの要請を待つことなく支援物資を供給する。

窓口自治体は、各スクラム自治体が行うプッシュ型支援内容の情報を集約する。

1 プッシュ型支援の実施

甚大な災害の発生時には被災スクラム自治体の機能が著しく低下し、支援物資のニーズを把握する体制がとれず、ニーズ情報も到着しないことから、ニーズ情報を待っているのは対応が遅れてしまう。このため、支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給するプッシュ型支援を行う（可能な自治体により実施）。

プッシュ型支援は、概ね3日以内を目安に行い、1週間を目安に※プル型支援に移行することとする（※必要物資の情報収集が可能となった時点で移行する）。

2 支援品目

支援品目は、国の計画※に基づき、次の6品目とする。

（※首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画，中央防災会議幹事会，平成28年3月）

- | | | |
|----------|-------------|---------------|
| ・ 食料 | ・ 乳児・小児用おむつ | ・ 毛布 |
| ・ 大人用おむつ | ・ 育児用調整粉乳 | ・ 携帯トイレ・簡易トイレ |

各スクラム自治体は、上記6品目に加え、生活必需品等の支援が可能である場合は、その支援に努めるものとする。支援を行う生活必需品等の例を次に示す。

- | | | | |
|----------|----------------------|-----------|-----------|
| ・ 生理用品 | ・ マスク | ・ 段ボールベッド | ・ 使い捨てカイロ |
| ・ 手指消毒液 | ・ 下着類 | ・ 紙コップ | ・ 紙皿 |
| ・ ハンドソープ | ・ ペーパータオル(ウエットティッシュ) | ・ 携帯燃料 | |

※随時、地域の特性、季節、その他被災地の実情に応じて検討を行っていく。

第5節 プッシュ型支援による応援職員の派遣

被災スクラム自治体で大規模災害が発生した場合や被災スクラム自治体から援助の要請を受けた場合、窓口自治体及び支援スクラム自治体は、プッシュ型人的支援として応援職員を派遣する。

1 応援職員の派遣主体

窓口自治体及び支援スクラム自治体は、被災スクラム自治体に応援職員を派遣するものとする。

2 応援職員の派遣期間

プッシュ型人的支援は、災害発生後から1週間程度までを活動期間として予定している。

スクラム自治体ごとに応援職員の派遣期間が異なるため、3日から4日の期間で応援職員を派遣する支援スクラム自治体では、ローテーションが必要になることに留意する。

なお、プル型人的支援後においては、被災スクラム自治体の受援ニーズや対口支援団体の活動状況を確認したうえで、支援スクラム自治体が支援する業務を調整する。

3 応援職員の派遣基準

被災スクラム自治体を迅速に支援するため、窓口自治体及び支援スクラム自治体が応援職員を派遣する基準は、次のとおりとする。

なお、震度5弱から震度6強の揺れが発生した場合は、窓口自治体から応援職員の派遣要請の連絡を受けてから、応援職員の派遣可能な体制を整備するものとする。

表 19 応援職員の派遣基準

	派遣基準
応援職員	<ul style="list-style-type: none"> ・スクラム自治体で、震度7の揺れが発生した場合 ・窓口自治体経由で援助の要請を受けた場合 ※震度5弱から震度6強の揺れが発生した場合、支援スクラム自治体は、窓口自治体より応援職員の派遣要請を受けてから、応援職員の派遣準備を行う。

4 応援職員の役割

応援職員は、派遣基準の条件を満たした場合、窓口自治体及び支援スクラム自治体から被災スクラム自治体に派遣される。

なお、プッシュ型支援で支援物資を供給するため、応援職員が支援物資を搬送する。

派遣された応援職員は、被災スクラム自治体に到着後、災害対応業務に従事する各班の窓口で受付を行い、災害対応業務に従事する。

災害発生後から1週間程度が経過した段階で、被災スクラム自治体の職員又は新たに派遣される支援スクラム自治体の応援職員と引き継ぎを行う。

表 20 応援職員の派遣期間、派遣人数、主な役割等

応援職員（プッシュ型人的支援）	
派遣時期	災害発生直後
派遣人数	支援スクラム自治体に応じて異なる。
派遣期間	災害発生から1週間
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資の搬送 ・ 災害対応業務の支援（避難所運営業務又は物資受入配分業務） ・ 業務の引き継ぎ

表 21 確保及び搬送する支援品目

支援品目（国の計画に基づいた6品）		
・ 食料	・ 乳児・小児用おむつ	・ 毛布
・ 大人用おむつ	・ 育児用調整粉乳	・ 携帯トイレ、簡易トイレ

5 応援職員の派遣に伴う流れ

（1）応援職員の派遣

ア 派遣準備

- ・ 応援職員の派遣基準等を確認して、窓口自治体と連絡を取り合う。
- ・ 応援職員の移動方法（電車、車両等）を確認及び検討して、移動手段を手配する。
- ・ プッシュ型支援で支援物資を供給するため、計画に定めている支援物資を調達して、搬送方法を検討する。
- ・ 応援職員として派遣する職員を選定及び決定する。

【応援職員の選定について】

プッシュ型人的支援の応援職員が実施する「避難所運営業務」及び「物資受入配分業務」は、特段の職種や資格などが不要である。

被災スクラム自治体が現場の状況を踏まえたうえで応援職員を振り分けることから、条件を問わず応援職員を選定する。

- ・被災スクラム自治体内又はその周辺のホテル等を調査して、宿泊場所を手配する。
- ・宿泊手配が困難な場合は、被災スクラム自治体に連絡して公共施設の活用や野営可能場所について確認する。
- ・活動に必要な資機材等、個人携行品を確認して、必要な物を準備する。

イ 応援職員の派遣

- ・応援職員として派遣する職員に被災スクラム自治体の被害状況等を説明する。

【説明する事項】

- ・被災スクラム自治体の被害状況（把握している限り）
- ・被災スクラム自治体までの移動方法
- ・被災スクラム自治体の担当者
- ・宿泊場所
- ・応援職員の役割

- ・個人携行品の最終確認を行う。
- ・応援職員として派遣される職員は、準備が整い次第、速やかに被災スクラム自治体に移動する。

第6節 応援職員の受入

被災スクラム自治体は、窓口自治体及び支援スクラム自治体から派遣される応援職員を受け入れ、迅速に災害対応業務を実施する。

1 応援職員の受入準備

(1) 応援職員の活動内容等の整理

応援職員が従事する業務の活動内容や手順を整理し、業務マニュアル等を作成している場合は、配布準備を行う。

(2) 活動拠点、宿泊場所等の確保

被災スクラム自治体で大規模災害があった場合又は援助の要請を行った場合、窓口自治体及び支援スクラム自治体から迅速に先遣隊及び応援職員（プッシュ型人的支援）の派遣を受けることになるため、先遣隊の活動拠点、応援職員の待機場所（会議可能場所を含む）を確保する。

また、被害状況によっては、被災スクラム自治体周辺の宿泊場所も甚大な被害を受けている可能性があり、宿泊場所の確保が困難な場合において窓口自治体から連絡を受けた場合、宿泊場所（公共施設の活用、野営可能場所）を確保する。

(3) 必要な資機材の準備

応援職員が使用する資機材は、原則として被災スクラム自治体が事業者等から調達するなどにより準備する。

ただし、車両や特殊な資機材については、事業者等による調達が困難であったり、不足したりすることが想定されるため、窓口自治体に要請する。（プル型人的支援の際に要請）

また、応援職員の支援を受ける業務において、パソコンを使用する作業がある場合は、応援職員でも使用できるようにあらかじめ手続きを行う。

2 先遣隊・リエゾンの受入

被災スクラム自治体は、窓口自治体から派遣された先遣隊・リエゾンを受け入れる。

被災スクラム自治体は、災害対策本部会議で使用した資料や災害対策本部会議での決定事項を積極的に先遣隊・リエゾンに伝達するとともに、必要に応じて、先遣隊・リエゾンへ本部会議への出席を依頼することも検討する。

また、受援ニーズについても先遣隊・リエゾンと情報共有し、支援物資の提供要請や、プル型人的支援で支援を受ける業務及び人数について調整する。

3 応援職員の受入

(1) 応援職員の受付

被災スクラム自治体は、支援スクラム自治体から派遣された応援職員の受付を行う。
応援職員を受け付けた際には、応援職員の自治体名や氏名、活動期間、宿泊場所等を明記した名簿を作成する。

(2) 業務に対する応援職員の割り当て

ア プッシュ型人的支援

プッシュ型支援では、活動期間が「住民の生命・安全の確保を行う期間」であることを踏まえて、「避難所運營業務」及び「物資受入配分業務」の2つを実施する業務として選定しているが、被害状況によって、上記2つの業務の実施状況や必要人数が異なることが想定される。

そのため、被災スクラム自治体では、プッシュ型人的支援で派遣された応援職員を受け入れた場合、「避難所運營業務」及び「物資受入配分業務」の実施状況等を踏まえて、応援職員の割り当てを検討する。

イ プル型人的支援

プル型人的支援では、受援ニーズに基づいて事前調整及び応援要請を実施するため、業務に対応する職員が事前に決定しており、応援職員が到着後に業務に対する割り当てを検討する必要はない。

スクラム自治体の応援職員、対口支援団体の応援職員、被災スクラム自治体が個別に相互援助協定を締結している自治体の応援職員を混成してチームを作る場合は、それぞれの応援職員同士で情報共有を円滑に行うための方法や定期的な機会を設定する。

表 22 プッシュ型人的支援とプル型人的支援の実施期間及び支援業務（再掲）

	実施期間	支援業務
プッシュ型人的支援	発災から1週間	・避難所運營業務 ・物資受入配分業務
プル型人的支援	1週間以降	・被災スクラム自治体の受援ニーズに応じて支援業務を決定

(3) 業務内容の説明

被災スクラム自治体は、応援職員が従事する業務内容や手順について説明する。

(4) 応援職員の受入の報告

被災スクラム自治体は、応援職員を受け入れた場合、災害対策本部会議に報告する。

第7節 人的支援及び資機材の応援要請

被災スクラム自治体は、受援ニーズに基づいて窓口自治体に対して応援要請を実施する。
なお、災害発生直後においては、プッシュ型で応援職員の派遣及び支援物資の提供を受けるため、窓口自治体の応援要請は、プル型人的支援が中心となる。

1 受援要否の判断（プッシュ型人的支援）

（1）震度5弱から震度6強の揺れが発生した場合

被災スクラム自治体は、自治体内で震度5弱から震度6強の揺れが発生した場合、プッシュ型人的支援の必要性を判断する。

プッシュ型人的支援が必要と判断した場合又はプッシュ型人的支援が不要と判断した場合、窓口自治体に連絡する。

過去の被災地事例として、被害の全容が把握できない場合は、その時点で自治体自らの対応能力を超えている可能性が高いことも想定されているため、空振りを恐れず、最悪の事態を想定し、早めに判断する。

（2）震度7の揺れが発生した場合

被災スクラム自治体内で震度7の揺れが発生した場合、窓口自治体及び支援スクラム自治体から自動的に先遣隊及び応援職員（プッシュ型人的支援）が派遣される。

【応援職員の派遣根拠】

- ・既に支援スクラム自治体と相互援助協定を締結している場合、協定に基づいた応援要請を行ったものとする。
- ・被災スクラム自治体と支援スクラム自治体との間で、相互援助協定を締結していない場合は、災害対策基本法第67条第1項（他の市町村長等に対する応援の要求）による応援要請を行ったものとする。

2 受援要否の判断（プル型人的支援）

被災スクラム自治体は、被害状況や受援ニーズを随時収集し、プル型人的支援の必要性を判断する。

プル型人的支援が必要と判断した場合、先遣隊に連絡する。

プル型人的支援では、窓口自治体を通じて支援スクラム自治体間で、支援業務、業務内容、対応人数等を調整する必要があり、その調整には一定程度期間を要することが想定されるため、被災スクラム自治体は、応援要請を躊躇せず早めに判断することが望ましい。

3 人的支援の事前調整

被災スクラム自治体は、災害対応業務の進捗状況、受援ニーズ等を踏まえて、スクラム自治体を実施するプル型人的支援の内容を先遣隊・リエゾンと事前に調整する。

【調整する内容】

- ・プル型人的支援で実施する業務及び応援職員の活動内容
- ・応援職員の人数（人/日）
- ・対応期間
- ・必要な資格・経験・職種等
- ・必要な資機材

なお、調整の際には、応援要請シートに記入して先遣隊・リエゾンに配布する。

(付属資料) 2 様式集 応援要請シート (様式1-1)

4 応援要請の実施

被災スクラム自治体は、先遣隊・リエゾンと事前調整した結果を踏まえて、窓口自治体に正式な応援要請を実施する。

正式な応援要請の際にも、応援要請シートを使用する。

(付属資料) 2 様式集 応援要請シート (様式1-1)

第8節 プル型支援による支援物資の供給

スクラム自治体は、被災スクラム自治体に対し、当該自治体からの要請に基づき、支援物資を供給する。

上記において、窓口自治体は、被災スクラム自治体と必要物資や適切な輸送方法等を確認するとともに、各スクラム自治体と支援方法の調整を図る。

1 プル型支援の実施

発災から一定時間（目安：1週間程度）が経過し、被災スクラム自治体が物資ニーズ等を自ら情報収集できる状態になった後は、被災スクラム自治体からの要請に基づいて支援する「プル型支援」を行う。

都道府県や全国市長会等を経由した支援が実施されることも十分考えられるが、全国市長会経由の支援では災害救助法による求償が可能となること等も考慮し、支援の方法については、各スクラム自治体で適宜選択することとする。

2 窓口自治体による総合調整

窓口自治体は、被災スクラム自治体のニーズ情報を取りまとめ、スクラム自治体と情報共有するとともに、支援内容を調整する。

窓口自治体は、必要に応じてリエゾン・先遣隊等を活用し、被災スクラム自治体のニーズ情報の積極的な情報収集に努める。

被災スクラム自治体は、必要となる物資の品目や数量、交通情報、輸送先（物資拠点、避難所等）の情報を窓口自治体に伝達する。

窓口自治体は、いち早く被災者に支援物資を届けること等を目的として、避難所等へ支援物資を直接輸送することも検討する。その場合、窓口自治体は、被災スクラム自治体に対して直接輸送が可能な場所の事前確認を行う。

第9節 プル型人的支援による応援職員の派遣

被災スクラム自治体からプル型人的支援の応援要請を受けた場合、窓口自治体及び支援スクラム自治体は、応援職員を派遣する。

基礎調査の結果、スクラム自治体全体でのプル型人的支援では、最大12名程度で支援を行う。

1 応援職員の派遣主体

窓口自治体及び支援スクラム自治体は、被災スクラム自治体に応援職員を派遣するものとする。

2 応援職員の派遣期間

プル型人的支援は、災害発生後の概ね1週間以降から復旧・復興期までを活動期間として予定している。

スクラム自治体ごとに応援職員の派遣期間が異なるため、応援職員を派遣する支援スクラム自治体では、ローテーションが必要になることに留意する。

3 応援職員の派遣基準

窓口自治体及び支援スクラム自治体が応援職員を派遣する基準は、次のとおりとする。

表 23 応援職員の派遣基準

	派遣基準
応援職員	・窓口自治体経由で援助の要請を受けた場合

4 応援職員の役割

応援職員は、被災スクラム自治体の応援要請を受け、窓口自治体及び支援スクラム自治体から派遣される。

派遣された応援職員は、被災スクラム自治体に到着後、災害対応業務に従事する各班の窓口で受付を行い、災害対応業務に従事する。

支援スクラム自治体のローテーション体制によって、次の応援職員と交代し、引き継ぎを行う。

表 24 応援職員の派遣期間、派遣人数、主な役割等

応援職員（プル型人的支援）	
派遣時期	災害発生から概ね1週間以降
派遣人数	支援スクラム自治体に応じて異なる
派遣期間	復旧・復興期まで
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応業務の支援 ・業務の引き継ぎ

5 応援職員の派遣

（1）応援職員の派遣に伴う流れ

ア 派遣準備

- ・窓口自治体からプル型人的支援の調整に関する連絡（様式1-1）を受ける。
- ・受援ニーズから対応する業務について窓口自治体と調整する。
- ・応援職員として派遣する職員を決定する。
 - ※プル型人的支援の応援職員は、ローテーション体制で実施するため、あらかじめ次に派遣する職員も検討が必要。
- ・応援職員を派遣する人数をとりまとめて、応援要請シート（様式1-1）の【要請先記入欄】に記載して、被災スクラム自治体に返送する。（窓口自治体に限定した役割）
- ・応援職員の移動方法（電車、車両）を確認して、移動手段を手配する。
- ・被災スクラム自治体内又はその周辺のホテル等を調査して、宿泊が可能な施設を確認する。（窓口自治体に限定した役割）
- ・宿泊が可能な施設が確認できない場合は、被災スクラム自治体に連絡して公共施設の活用や野営可能場所について確認する。
 - （窓口自治体に限定した役割）
- ・被災スクラム自治体内又はその周辺で宿泊可能な場所を支援スクラム自治体に伝達する。（窓口自治体に限定した役割）
- ・宿泊可能な場所に連絡し、宿泊を手配する。（支援スクラム自治体に限定した役割）
- ・活動に必要な資機材等、個人携行品を確認して、必要な物を準備する。
- ・日程表を作成して窓口自治体と情報共有する。

（付属資料）2 様式集 日程表（様式3）

【日程表について】

支援スクラム自治体は、応援活動の業務継続性に配慮するため、応援職員の交代にあたり、引継ぎが行えるよう活動日を1日重ねて派遣し、日程表（様式3）を作成して、窓口自治体と共有する。

また、応援職員同士が適切に業務の引き継ぎや情報共有が必要になるため、プル型での人的支援では、派遣期間を原則1週間に設定することが望ましい。

イ 応援職員の派遣

- ・ 応援職員として派遣する職員に被災スクラム自治体の被害状況等を説明する。

【説明する事項】

- ・ 被災スクラム自治体の被害状況
 - ・ 被災スクラム自治体までの移動方法
 - ・ 被災スクラム自治体の担当者
 - ・ 宿泊場所
 - ・ 応援職員の役割
 - ・ 先遣隊、リエゾンとの関係
-
- ・ 個人携行品の最終確認を行う。
 - ・ 応援職員として派遣される職員は、準備が整い次第、速やかに被災スクラム自治体に移動する。

第10節 応援職員受入業務の管理

1 応援職員との情報共有

被災スクラム自治体は、定期的にミーティングを行うなど、応援職員に対して、業務内容の指示や情報共有を実施する。

【情報共有の必要性】

応援職員は、被災スクラム自治体の災害対応業務の進捗状況が十分把握できていない状況で投入される場面が多い。

また、従事する業務の内容や具体的な活動方法は、標準化されておらず、被災スクラム自治体ごとに異なるため、応援職員は被災地において、あらためて業務の内容や方法について理解する機会が必要となる。

このため業務の実施には、被災スクラム自治体の被害状況や災害対応業務の実施状況、従事する業務の内容や具体的な活動方法等を理解するための打合せが必要となる。

2 応援職員の業務管理

被災スクラム自治体は、応援職員を受け入れている業務の実施状況を適宜把握する。また、必要に応じて、応援職員の追加要請や業務内容の変更を検討する。

【調整会議等の実施】

応援職員を受け入れている業務の実施状況を適宜把握する方法の1つとして、調整会議を開催することが挙げられる。

調整会議は、受援班/受援担当が主体として開催する会議体であり、災害対策本部の各班又は各課の受援担当者が参加する。

調整会議での実施事項（例）は、次のとおりである。

- ① 応援要請の状況の報告
- ② 応援職員の受け入れ状況の共有
- ③ 業務に対する応援職員の調整
- ④ 受援に関する留意事項の周知・報告

第 1 1 節 応援職員の交代

プル型人的支援で派遣されている応援職員は、支援スクラム自治体が作成した日程表に基づいて交代する。

1 引継書の作成

被災スクラム自治体で災害対応業務に従事している応援職員は、後任の応援職員が到着する前日に引継書を作成する。

2 後任の受付

後任として派遣された応援職員は、被災スクラム自治体に到着後、受入窓口で名簿に必要事項を記入する。

3 業務の引き継ぎ

被災スクラム自治体で災害対応業務に従事している応援職員は、作成した引継書を使用して業務内容、対応手順、留意事項を後任の応援職員に説明する。

また、必要に応じて、現場で引継ぎ及び実働の支援を行うものとする。

(付属資料) 2 様式集 業務引継書 (様式 2)

第12節 応援職員の撤収要請・撤収

1 受援終了の判断

被災スクラム自治体は、応援職員の支援を受けている災害対応業務が終了する場合、又は業務実施に必要な職員数が充足するなど、受援の必要性が無くなる見込みの場合、受援終了を判断する。

表 25 受援終了の判断基準

受援終了の判断基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員を受け入れている業務の業務量、受け入れている応援職員の人数、業務の進捗実施状況等 ・ 応援職員を受け入れている業務における今後の見通し ・ 被災スクラム自治体の職員のみでの対応可否 ・ 応援職員の受け入れの継続的な必要性

2 受援終了時期の調整

被災スクラム自治体は、リエゾン又は窓口自治体に連絡して、該当業務に対する応援の終了時期を調整する。

3 受援終了の決定

被災スクラム自治体は、調整した終了時期を災害対策本部会議等で決定する。

被災スクラム自治体は、決定事項として該当業務に対する応援の終了時期をリエゾン又は窓口自治体に連絡する。

4 業務の引き継ぎ

必要に応じて、撤収する応援職員から被災スクラム自治体の職員に引き継ぎを行う。なお、応援職員は、現場で引継ぎ及び実働の支援を行うものとする。

(付属資料) 2 様式集 業務引継書 (様式 2)

第13節 費用負担

1 災害時における相互支援に関する条例を制定している場合

スクラム自治体で「災害時における相互支援に関する条例」を制定している場合は、当該条例に基づいて費用の支弁及び負担に対応するものとする。

記載事例<杉並区災害時における相互支援に関する条例（平成25年3月5日）抜粋>

（費用の支弁及び負担）

第7条 区は、第5条の支援を行うときは、当該支援に要する費用を支弁するものとする。この場合において、区は、法令により負担区分が定められているものを除き、被災した協定先自治体と協議の上、当該支弁した費用を負担することができる。

2 区は、前条第1項の規定により支援を行うことを要請したときは、法令により負担区分が定められているものを除き、当該要請に応じた協定先自治体と協議の上、当該協定先自治体が支弁した費用を負担することができる。この場合において、区は、被災した協定先自治体と協議の上、当該被災した協定先自治体に対し、区が負担した費用の負担を求めることができる。

3 区は、前条第3項の規定により支援を行うときは、当該支援に要する費用を支弁するものとする。この場合において、区は、法令により負担区分が定められているものを除き、当該支援を要請した協定先自治体と協議の上、当該支弁した費用を負担することができる。

2 スクラム自治体間で相互援助協定を締結している場合

スクラム自治体同士であらかじめ相互援助協定を締結している場合は、当該協定に基づいて費用負担に対応するものとする。

3 スクラム自治体間で相互援助協定を締結していない場合

支援スクラム自治体との間で、相互援助協定を締結していない場合は、災害対策基本法第67条第1項（他の市町村長等に対する応援の要求）による応援要請を行ったこととする。

この場合、災害対策基本法第92条第1項に基づいて、被災スクラム自治体が応援に要した費用を負担しなければならない。

なお、特別交付税に関する省令第3条第1項第一号に基づいて、災害等に伴う職員派遣又は受け入れの費用については、特別交付税の算定対象となる。

表 26 特別交付税措置

対象経費	財政措置の対象
被災地域の応援等に要する経費	応援自治体
災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費 （地方自治法第252条の17に基づく派遣）	被災スクラム自治体

<特別交付税に関する省令（平成31年3月20日施行（抜粋））>

（市町村に係る十二月分の算定方法）

第三条 各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
＜略＞	
六 被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
七 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

表 27 災害救助法の対象経費

対象業務	応援の種類	災害救助法の対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	・対象外 ※対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	建物被害認定、罹災証明書発行業務要員	・対象外 ※救助法に基づく応急救助ではないため
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	・対象外 ※救助法に基づく応急救助ではないため

※災害救助事務取扱要領、内閣府資料等を参考に作成

第4章 今後の取組

第1節 自治体スクラム支援会議等の開催

本計画に記載した各種取組を推進するため、1年に2回を基本として自治体スクラム支援会議担当者会議（以下「担当者会議」という。）を開催する。

必要に応じて、自治体スクラム支援会議（首長による全体会議）を開催する。

表 28 担当者会議の開催概要

開催時期	開催場所	内容
下半期	持ち回り	・情報共有（連絡先、備蓄物資、輸送先、輸送経路等） ・訓練の実施、訓練結果の報告・検証（意見交換）

第2節 教育の実施

平成28年熊本地震の受援に関する課題として、災害対応業務の支援にあたり、職員の能力にばらつきがあることが指摘されている。

そのため、各スクラム自治体では、最低限必要な知識やスキルを習得するための教育を実施するとともに、職員が手軽に学べる教材を作成し、受講できる環境を整備する。

また、全スクラム自治体を対象とした教育プログラムの実施や災害対応経験者の講演会の開催について検討する。

【他自治体の事例】

- ・全職員を対象とした訓練・研修会、危機管理・防災に関するeラーニングを実施
- ・災害、危機に対する職員としての心構えや責務、災害時にとるべき対応、災害対策本部の体制などを確認する研修会の実施
- ・応援職員の視点で支援を必要とする業務のフローやマニュアルの確認や見直しの実施
- ・都道府県、自衛隊、消防本部、物流事業者等の関係機関と連携した災害対策本部設置運営訓練（災害時受援訓練）の実施

第3節 訓練の実施

スクラム自治体間の支援・受援体制の充実強化を図るため、年一回、全スクラム自治体で訓練を実施する。

表 29 支援スクラム自治体で実施を検討する訓練（例）

対象（目安）	訓練内容
窓口自治体、支援スクラム自治体	<ul style="list-style-type: none"> 被災スクラム自治体の被害状況、受援ニーズ、応援要請、物資拠点、交通規制等の情報伝達訓練 応援職員（プル型人的支援）が従事する業務の検討・調整訓練 各スクラム自治体の動きを把握する図上訓練
窓口自治体、被災スクラム自治体	<ul style="list-style-type: none"> 先遣隊、リエゾンを設定した情報伝達訓練 応援職員の受け入れ訓練 各スクラム自治体の動きを把握する図上訓練

第4節 応援職員に必要な資機材等の用意

応援職員が被災スクラム自治体で負担にならないように自己完結するための必要な資機材や携行する品目をあらかじめ整備する。

先遣隊は、被災スクラム自治体からパソコンの貸与手続きが完了するまでに時間を要することが考えられ、被災スクラム自治体に到着後、迅速に窓口自治体に対して状況等を報告する必要があるため、ノートパソコン等を資機材として持ち込むことも考慮する。

また、被災スクラム自治体では、一部の自治体でインターネット回線の利用範囲の制限や、被災による停電等で庁舎内のインターネット回線自体が使用できなくなることも想定する。

そのため、先遣隊は、モバイルWifi ルーターや、テザリング機能が使用可能な公用スマートフォンを持参も検討する。

表 30 支援スクラム自治体で整備が必要な資機材等（例）

種別	必要な資機材（例）
支援活動に必要な資機材等	寝袋・毛布・簡易ベッド等（宿泊場所が確保できない場合）、食料、飲料水、飲料水用タンク、カセットコンロ、ガスボンベ、鍋、やかん、食器類、ノートパソコン、携帯電話、モバイルバッテリー、デジタルカメラ、ビブス・腕章等の標識、ヘルメット、マジックペン、地図、車両等の移動手段、車両用マグネット、大型ザック類、発電機、ガソリン携行缶、ブルーシート等
個人携行品	支援活動に適した服装、防寒着、運転免許証、健康保険証（写）、名札、名刺、ライト、ラジオ、雨具（長靴、雨合羽、傘）、手袋、マスク、救急セット、衛生品、アイマスク、耳栓、筆記用具、ごみ袋、災害用トイレ処理セット、予備電池、延長コード等

※仙台市災害時受援計画（平成 30 年 3 月）を参考に必要な資機材等を加筆

第5節 応援職員データベースの作成

大規模災害発生から1週間程度経過した段階で、スクラム自治体では被災スクラム自治体の支援ニーズに基づいて応援職員（プル型人的支援）を選定して派遣することになる。

応援職員を選定には時間を要することが想定されており、また、応援職員は、複数の職員でローテーションして対応する性質のため、職員ごとに災害対応業務に必要なとされている資格、技能、業務知識、被災地支援経験等をあらかじめ整理することで迅速な応援職員の派遣を図るものとする。

そのため、各スクラム自治体にて、応援職員データベースの作成に努める。

第6節 継続的な改善、各自治体の計画・マニュアル等への反映

（1）計画の修正

スクラム支援会議は、次の場合に本計画を変更する。

- ・ 組織変更、人事異動等により、既存の情報に変更が生じた場合
- ・ 地域ブロックや窓口自治体の割り当てや役割分担に変更が生じた場合
- ・ その他、新たな課題が生じた場合

（2）支援スクラム自治体における計画の反映

支援スクラム自治体において、本計画の内容やスクラム支援会議で実施した訓練結果等を自らの計画・マニュアル等に反映し、支援体制及び受援体制を強化する。

（3）計画の実行

支援スクラム自治体は、本計画に定められた対策について実施に努める。

支援スクラム自治体は、本計画の内容について関係所管への周知を行い、災害時に迅速に対応可能な体制を確保する。

（4）訓練による検証

本章第3節に記載した訓練を実施し、本計画の実効性を検証し、本計画を適宜修正する。

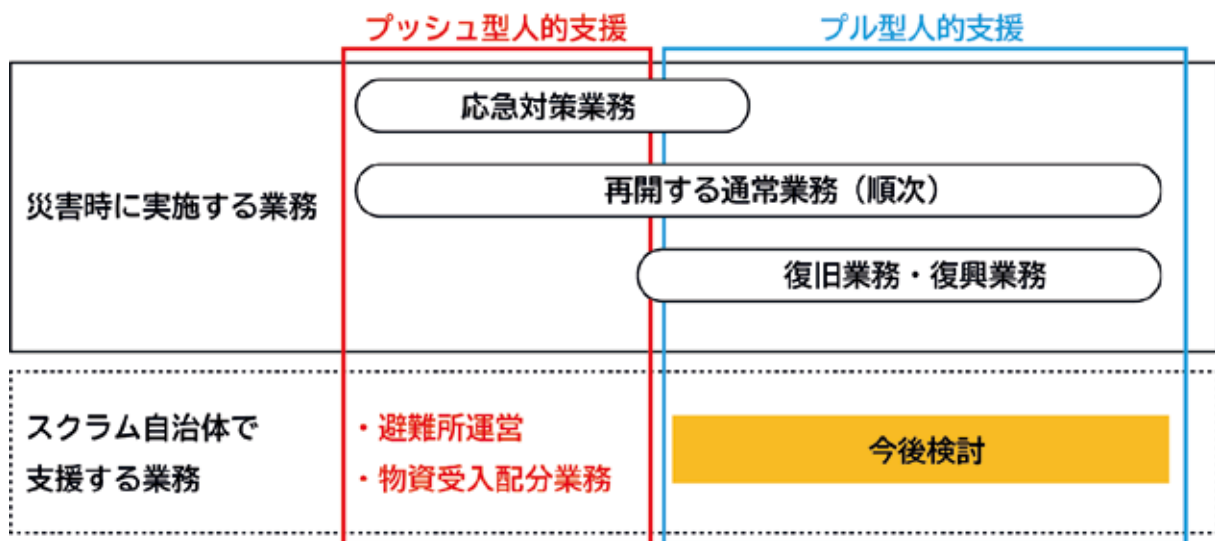


第7節 その他課題

1 プル型人的支援で応援職員が支援する業務の精査

支援スクラム自治体で、1週間以降に実施する非常時優先業務（再開する通常業務も含む。）で応援職員が必要な業務や不足人数を精査し、スクラム自治体として受援の可能性のある業務を決定する。

図10 今後検討が必要な業務



2 職員派遣に係る報告書の作成及び活用

支援スクラム自治体は、被災スクラム自治体に応援職員を派遣後、職員派遣に係る報告書を作成し、自治体内で報告書を共有することで、職員の防災意識の向上を図るとともに、災害対応力を有する人材を育成する。

また、スクラム自治体同士で職員派遣に係る報告書を共有することで、スクラム自治体全体の防災力の向上に繋げる。

3 平常時の活動強化

スクラム支援会議は、災害時の支援を中心とした会議体である。今後訓練等を行っていくことから、平常時における連携のあり方についても考えていくことが可能である（ネットワークおぢやのように平常時からのつながりをもつ協議体もある。）。

4 プッシュ型支援の品目

首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づく6品目に加えて支援を行う品目について、地域特性、季節、その他各スクラム自治体の事情も踏まえて検討を行う。

5 物資支援の費用

同じ支援物資でもプッシュ型とプル型では、その費用の支払いに対して国等の財政的な裏付けや補てんの扱いが異なる可能性があるため、整理していく必要がある（プッシュ型支援でも備蓄品か調達品がある）。

整理に当たっては、都道府県や全国市長会を通じた支援の場合には、災害救助法に基づく求償が可能であることも考慮する。

6 帳票を用いた連絡手段

様式を本来の方法で用いた場合には、過度に詳細になる可能性があるため、必要に応じてスクラム支援会議に適した運用や別途様式の考案も検討する。

7 避難所への直接輸送

避難所へ直接輸送を行うことの実現のためには、避難所状況の把握、物資量の調整、輸送先の指定など高度な調整が必要となるため、その具体的な運用について検討する必要がある。

(付属資料)

1 一覽等

1-1 プッシュ型人的支援が必要な業務

○北海道名寄市

業務名	業務の実施体制	応援職員が支援可能な内容			
		現場責任者の配置	支援場所	支援内容	必要な資機材
避難所運営業務	避難所1か所に対して担当職員2名以上、保健師1名を配置	有	各避難所	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の受付業務 備蓄品等の運搬 飲料水、食糧などの配給 炊き出しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 名札
物資受入配分業務	物資拠点1か所に対して担当職員2名以上を配置	有	各物資拠点	<ul style="list-style-type: none"> 支援物資の荷受け 各避難所への仕分け 各避難所への配送 	<ul style="list-style-type: none"> 名札 手袋（軍手等）
災害廃棄物対策業務	廃棄物処理班を編成 (被災範囲に応じて班編成1班5名程度)	有	市内全域	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の回収 仮置き場への搬入 	<ul style="list-style-type: none"> 名札 ヘルメット 手袋（軍手等） 安全靴 雨具

資料-1

1 一覧等

○福島県南相馬市

業務名	業務の実施体制	応援職員が支援可能な内容		
		現場責任者の配置	支援場所	支援内容
避難所運営業務	避難所 41 ヲ所に対して職員を配置 担当職員 2 名～5 名程度	有	各避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる資機材の確認・管理 ・倉庫からの備蓄品の運搬 ・避難者の受付業務 ・飲料水、食糧の配給 ・炊き出しの実施 ・要配慮者の安否確認
物資受入配分業務	物資拠点 1 ヲ所に対して職員を配置 民間物流事業者の施設の活用	有	各物資拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の荷受け・仕分け・管理 ・避難所への物資配送
災害廃棄物対策業務	生活環境班として職員で編成	有	全域	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両の運転及びび災害廃棄物の回収作業 ・仮置き場への搬入
				<ul style="list-style-type: none"> ・名札、ヘルメット、手袋、安全靴、雨具、防災服
				<ul style="list-style-type: none"> ・車両
				<ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両

1 一覽等

○福島県北塩原村

業務名	業務の実施体制	応援職員が支援可能な内容			
		現場責任者の配置	支援場所	支援内容	必要な資機材
避難所運営業務	避難所1カ所に対して1名ずつ職員を配置 (役場職員1名・支援職員1名)	有	各避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の受付業務 ・飲料水、食糧の配給 ・支援物資の受入れ ・炊き出し実施の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・名札、ヘルメット、手袋、長靴、雨具、防寒具
物資受入配分業務	物資拠点1カ所に対して1名職員を配置 (役場職員2名・支援職員1名)	有	各物資拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の荷受け、仕分け ・支援物資の運搬 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両
災害廃棄物対策業務	廃棄物処理班として2名の職員で編成 (役場職員1名・支援職員1名)	有	全域	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両の運転及び災害廃棄物の回収作業 ・仮置き場への搬入 	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両

*降雪期間（11月～4月）について
運搬：ほとんどが山間部であり、豪雪地帯のため支援職員の運転は行わない。
車両：四輪駆動の冬タイヤ着用

1 一覧等

○群馬県東吾妻町

業務名	業務の実施体制	応援職員が支援可能な内容		
		現場責任者の配置	支援場所	支援内容
避難所運営業務	避難所 23 カ所に対して 3 名ずつ職員を配置	有	各避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者の受付業務 ・ 飲料水、食糧の配給 ・ 炊き出しの実施 ・ 要配慮者の安否確認 ・ 各種相談窓口（補助）
				必要な資機材 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名札、ヘルメット、手袋、安全靴、雨具

1 一覽等

○東京都杉並区

業務名	業務の実施体制	応援職員が支援可能な内容			
		現場責任者の配置	支援場所	支援内容	必要な資機材
避難所運営業務	震災救援所（避難所）65カ所に 対し、1ヶ所最大8名ずつの職員 を配置しています。（初動配備態 勢要員を含む） また、杉並区は区民、区、学校が 三位一体となって運営をしてい く体制となっています。	有	各避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる資機材の確認・ 管理 ・倉庫からの備蓄品の運搬 ・避難者の受付業務 ・飲料水、食糧の配給 ・要配慮者の安否確認 ・避難者の誘導 ・周辺被害の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・名札、ヘルメツ ト、手袋、安全靴、 雨具 腕章等があれば 身分証明となる。
物資受入配分業務	救援部物資班が対応。区役所と3 ヶ所の地域内輸送拠点に人員を 配置。 協定団体（トラック協会、佐川急 便、ヤマト運送）などの運営支援 あり。	有	各地域内輸 送拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の荷受け・仕分け ・避難所への物資配送 ・物資管理（消費期限管理な ど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋、安全靴 ・車両
災害廃棄物対策業務	災対清掃部 杉並清掃班38名、方南支所班 18名、計54名で編成	有	区内全域	<ul style="list-style-type: none"> ○運搬車両の運転 ○災害廃棄物の分別・回収作業 ・各戸又は仮置き場での積込 ・仮置き場での分別 ・仮置き場での管理・運営 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両 ・ヘルメット、作業 手袋

資料-5

1 一覧等

○東京都青梅市

業務名	業務の実施体制	応援職員が支援可能な内容			
		現場責任者の配置	支援場所	支援内容	必要な資機材
避難所運営業務	避難所32か所に対して職員を配置し、3交代制とする。	有	各避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる資機材の確認・管理 ・倉庫からの備蓄品の運搬 ・避難者の受付業務 ・飲料水、食糧の配給 ・要配慮者の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・名札、ヘルメット、手袋、安全靴、雨具
物資受入配分業務	輸送拠点5か所に対して職員を配置	有	各輸送拠点 (市役所本庁舎、市民一、市民一、市民一、市民一、市民一)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の荷受け・仕分け ・避難所への物資配送 	<ul style="list-style-type: none"> ・名札、ヘルメット、手袋、安全靴、雨具
災害廃棄物対策業務	廃棄物処理班として職員を編成	有	市内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両の運転及び災害廃棄物の回収作業 ・仮置き場への搬入 	<ul style="list-style-type: none"> ・名札、ヘルメット、手袋、安全靴、雨具、マスク

1 一覽等

○新潟県小千谷市

業務名	業務の実施体制	応援職員が支援可能な内容			
		現場責任者の配置	支援場所	支援内容	必要な資機材
避難所運営業務	基幹避難所11カ所に対して2名ずつ職員を配置 (応援が来た場合には避難所も含めて随時配置予定)	有	基幹避難所 (避難所)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営 ・避難者の受付業務 ・飲料水、食糧等の配給 ・(災対本部との連絡調整) ・その他避難所との連携(基幹避難所に近くの避難所の食料・物資が運ばれると思われる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名札、ヘルメット、寝具、手袋、雨具、防寒具、安全靴
物資受入配分業務	物資拠点1カ所に対して17名(農林課)職員を配置	有	車両センター	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の荷受け・仕分け ・避難所への物資配送 ・(災対本部との連絡調整) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名札、ヘルメット、寝具、手袋、雨具、防寒具、安全靴
災害廃棄物対策業務	廃棄物処理班として職員6名(環境共生推進室)で編成	有	全域	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両の運転及び災害廃棄物の回収作業(発災初期は処理場が稼動していなかったため、応援・近隣自治体にて処理してもらった) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名札、ヘルメット、寝具、手袋、雨具、防寒具、安全靴

資料-7

○山梨県忍野村

業務名	業務の実施体制	応援職員が支援可能な内容		
		現場責任者の配置	支援場所	支援内容
避難所運営業務	基盤避難所3カ所は自主防災会主体により設置する。役場担当職員は年度当初に定められており3～4名の配置と保健師1名を指名している。福祉避難所1カ所については、福祉担当課で設置する。	有	基盤避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる資機材の確認・管理 ・倉庫からの備蓄品の運搬 ・避難者の受付業務 ・避難所と災対本部との連絡
物資受入配分業務	物資拠点2カ所に対して職員を2名ずつ配置(内1カ所はスクラム支援用として定めている)	無	各物資拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の荷受け・仕分け ・避難所への物資配送
災害廃棄物対策業務	廃棄物処理業者と協定締結済。廃棄物処理班として職員で編成(都度職員を定める)	無	全域	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両による災害廃棄物の回収作業補助 ・仮置き場への搬入

1 一覽等

○静岡県南伊豆町

業務名	業務の実施体制	応援職員が支援可能な内容			
		現場責任者の配置	支援場所	支援内容	必要な資機材
避難所運営業務	指定避難所6カ所	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討
物資受入配分業務	「三坂地区防災センター」内に、防災備蓄倉庫として鉄骨造(平屋建)184 m ² があり、そこを拠点として、各指定避難所に配分	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討
災害廃棄物対策業務	災害廃棄物置場とする町有地が狭く、状況に応じて対応を検討している状況	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討

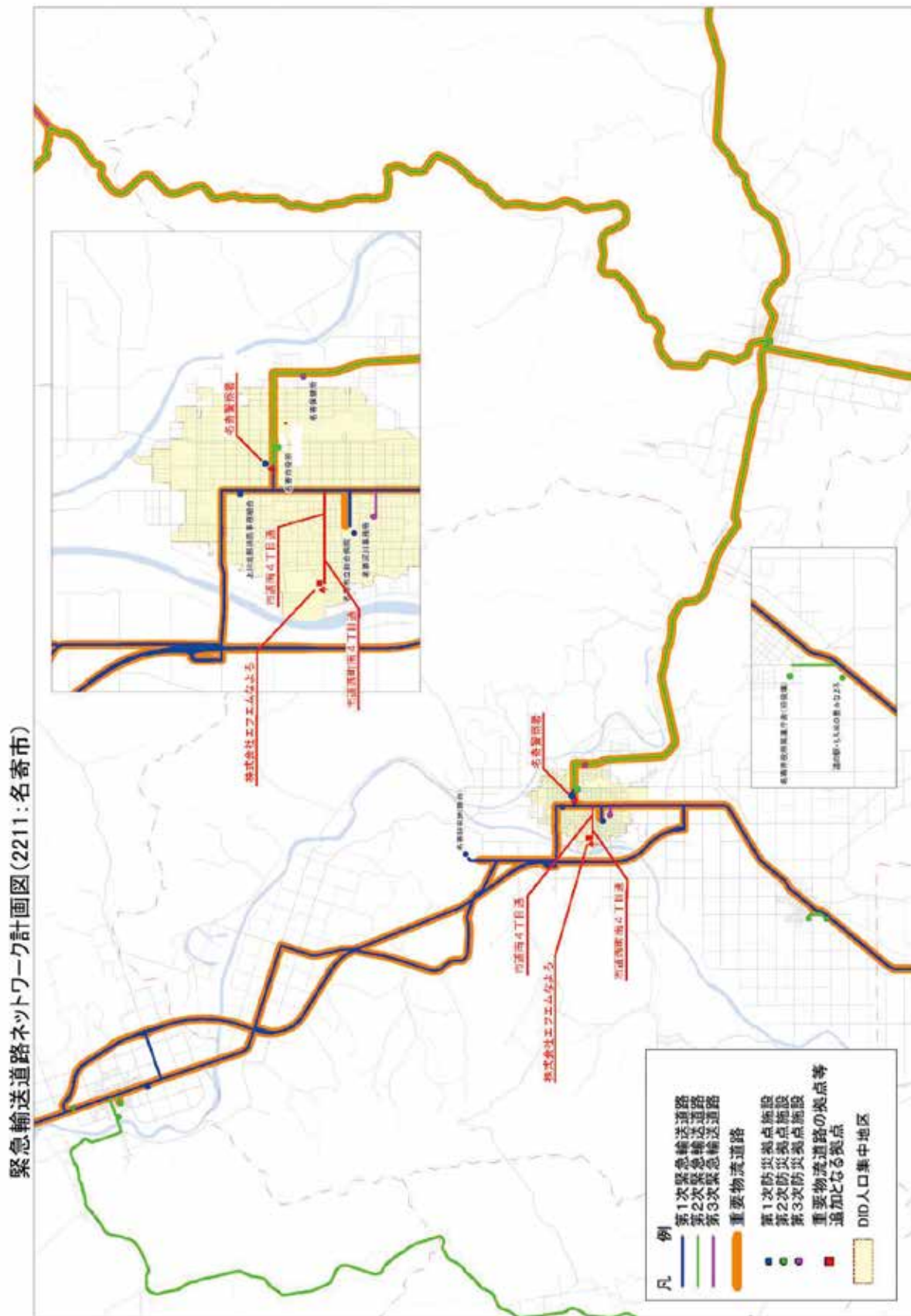
1 一覧等

1-2 緊急輸送道路図

○被災スクラム自治体に到着するまでに使用する付近の道路一覧（例）

被災スクラム自治体名	都道府県内から自治体付近まで使用道路（例）
北海道名寄市	道央自動車道→士別剣淵 IC→国道 40 号国道→239 号
福島県南相馬市	常磐自動車道→南相馬 IC→県道 12 号
福島県北塩原村	東北自動車道→磐越自動車道→磐梯河東 IC→県道 64 号→県道 7 号→国道 121 号→国道 459 号
群馬県東吾妻町	関越自動車道→渋川伊香保 IC→国道 17 号→国道 353 号→国道 145 号
東京都杉並区	首都高速川口線→首都高速中央環状線→中野長者橋 IC→都道 317 号→都道 4 号
東京都青梅市	首都圏中央連絡自動車道→青梅 IC→物見塚通り→都道 181 号→都道 5 号
新潟県小千谷市	関越自動車道→越後川口 IC→県道 83 号→国道 117 号→県道 10 号
山梨県忍野村	中央自動車道→東富士五湖道路→山中湖 IC→国道 138 号→県道 717 号 ※災害時の SIC の利用可能状況が不明なため、富士吉田 IC 経由
静岡県南伊豆町	東名高速道路→新東名高速道路→長泉沼津 IC→伊豆縦貫自動車道→月ヶ瀬 IC→国道 414 号→国道 136 号→県道 121 号

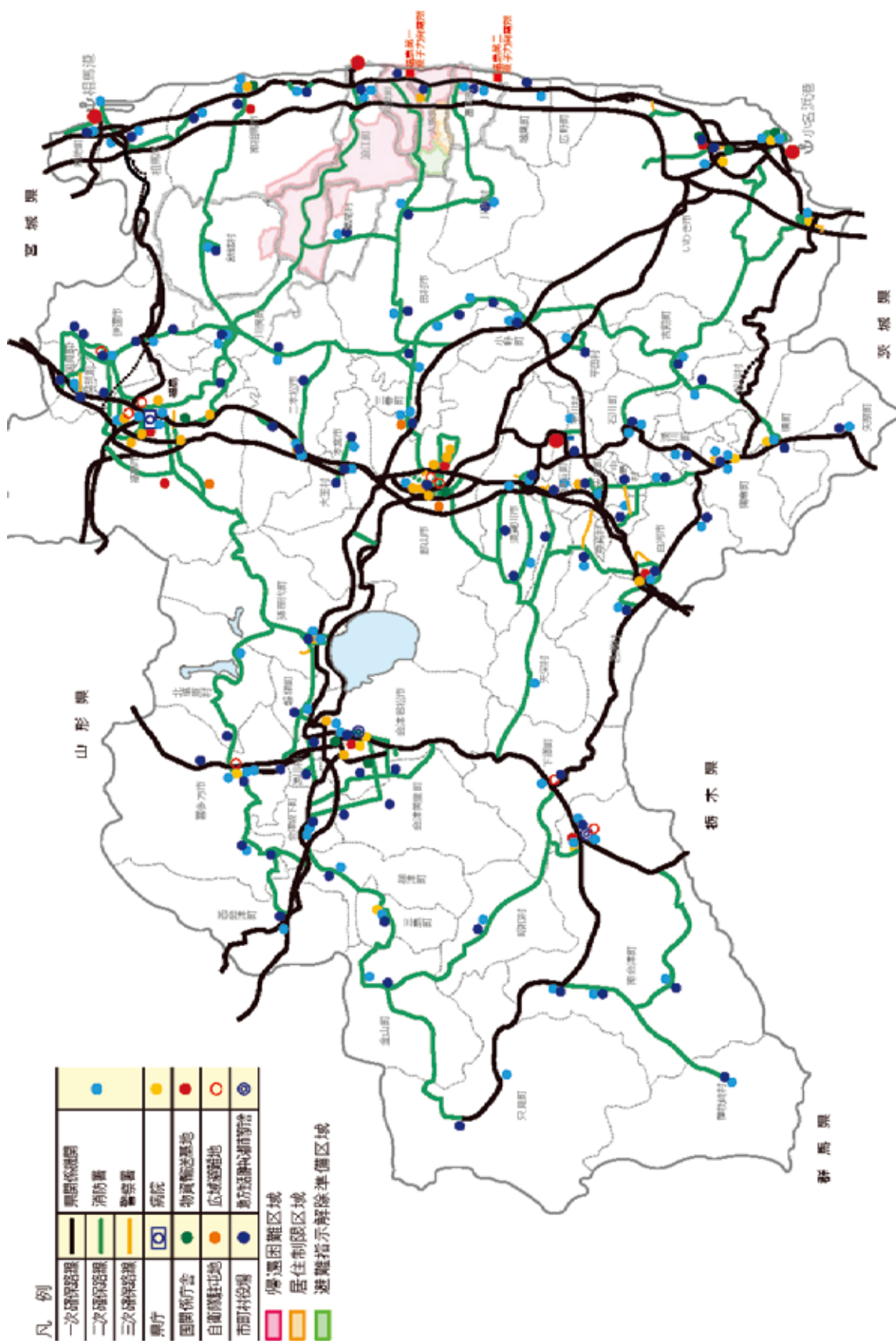
○北海道名寄市



資料-11

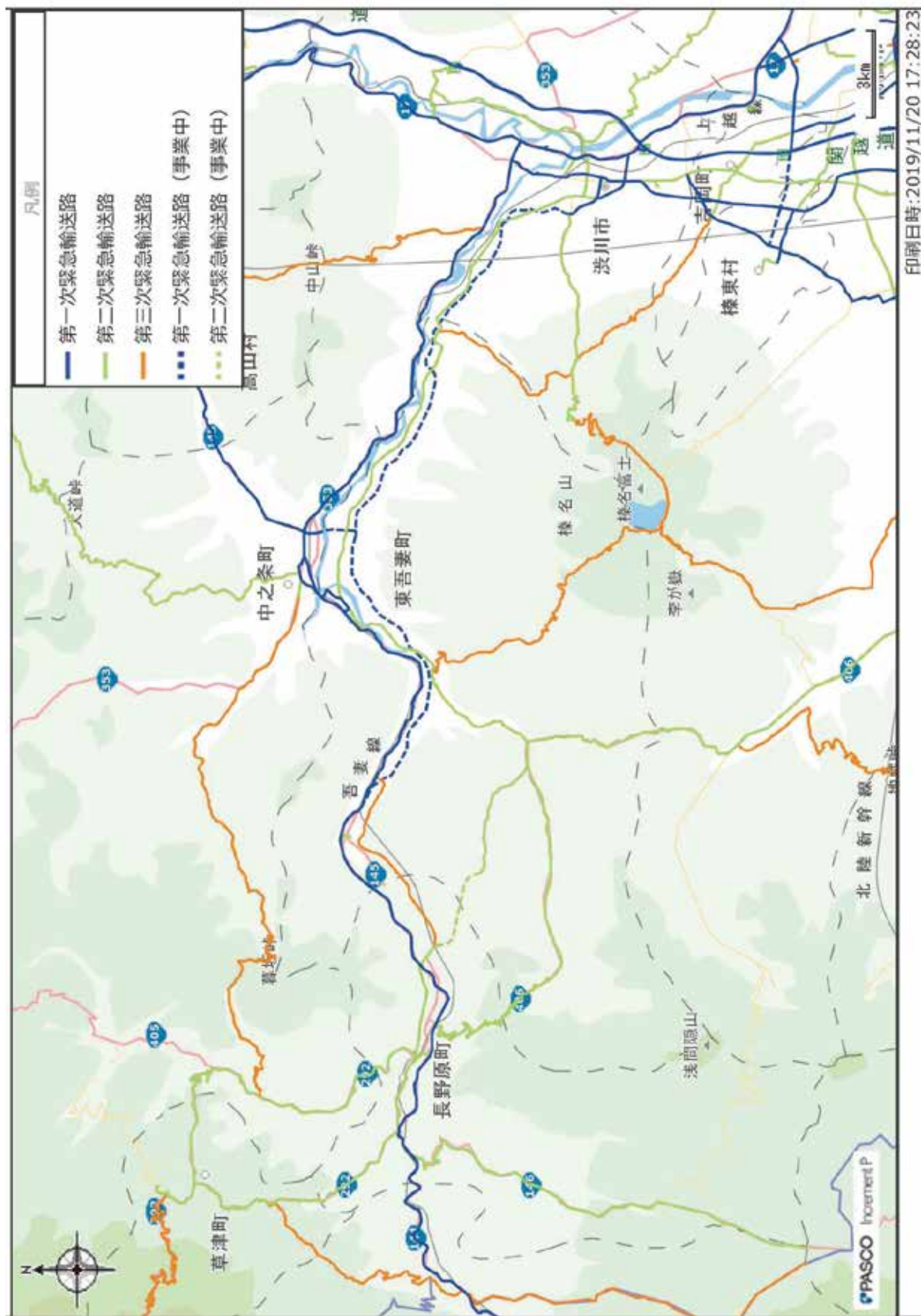
1 一覽等

○福島県南相馬市、福島県北塩原村



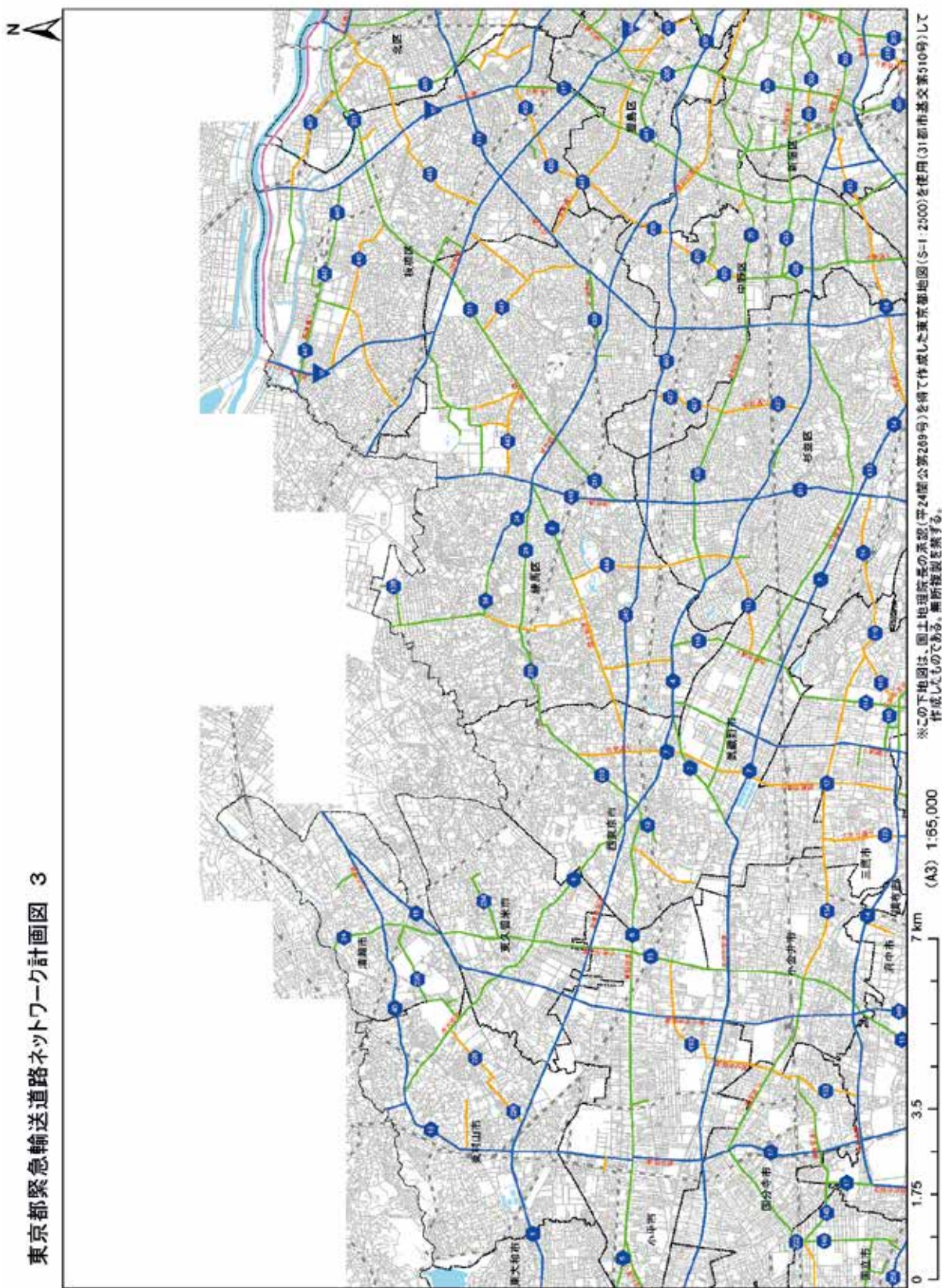
(出典) 福島県の道路2018 (福島県道路計画課)

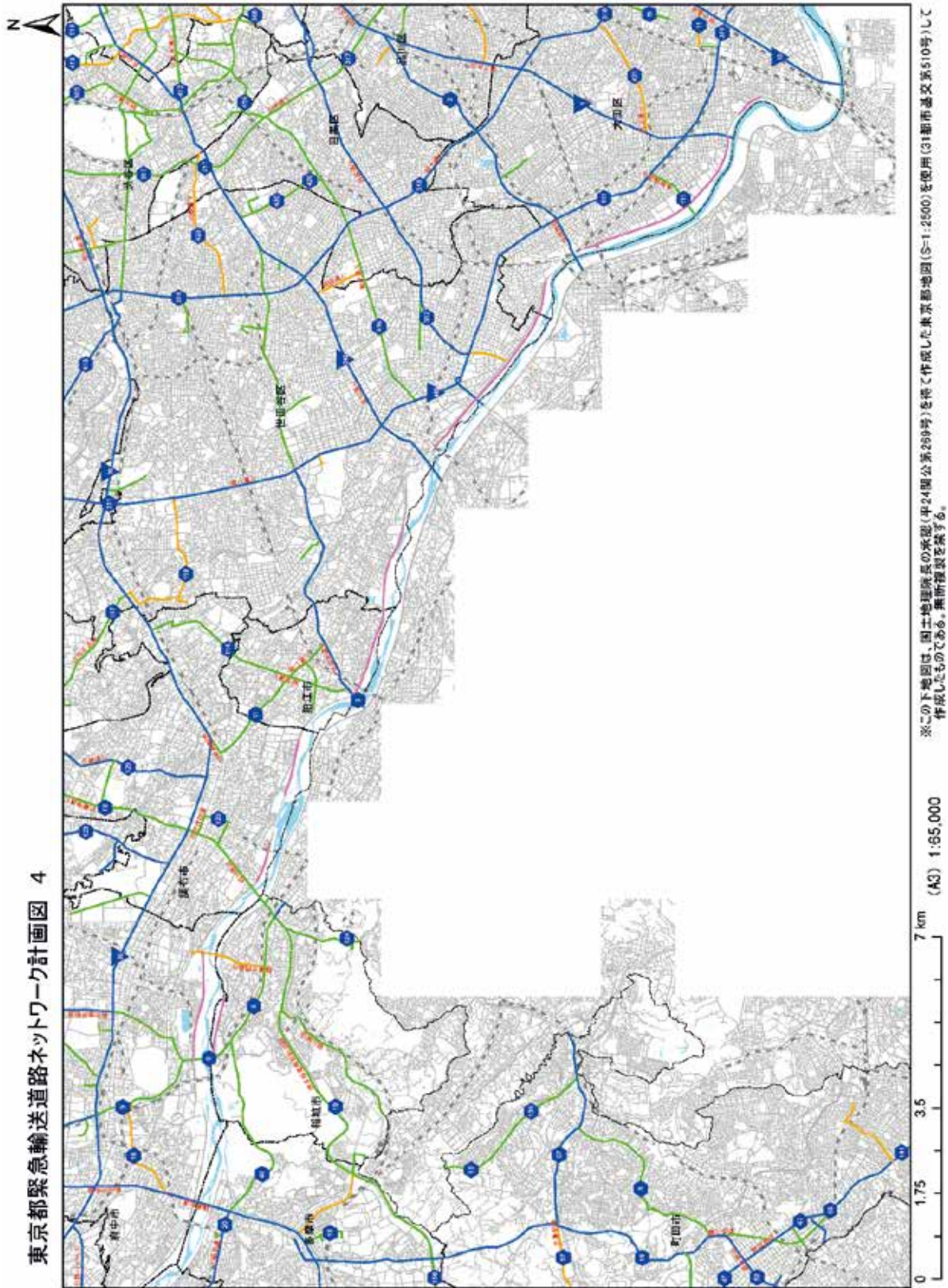
○群馬県東吾妻町

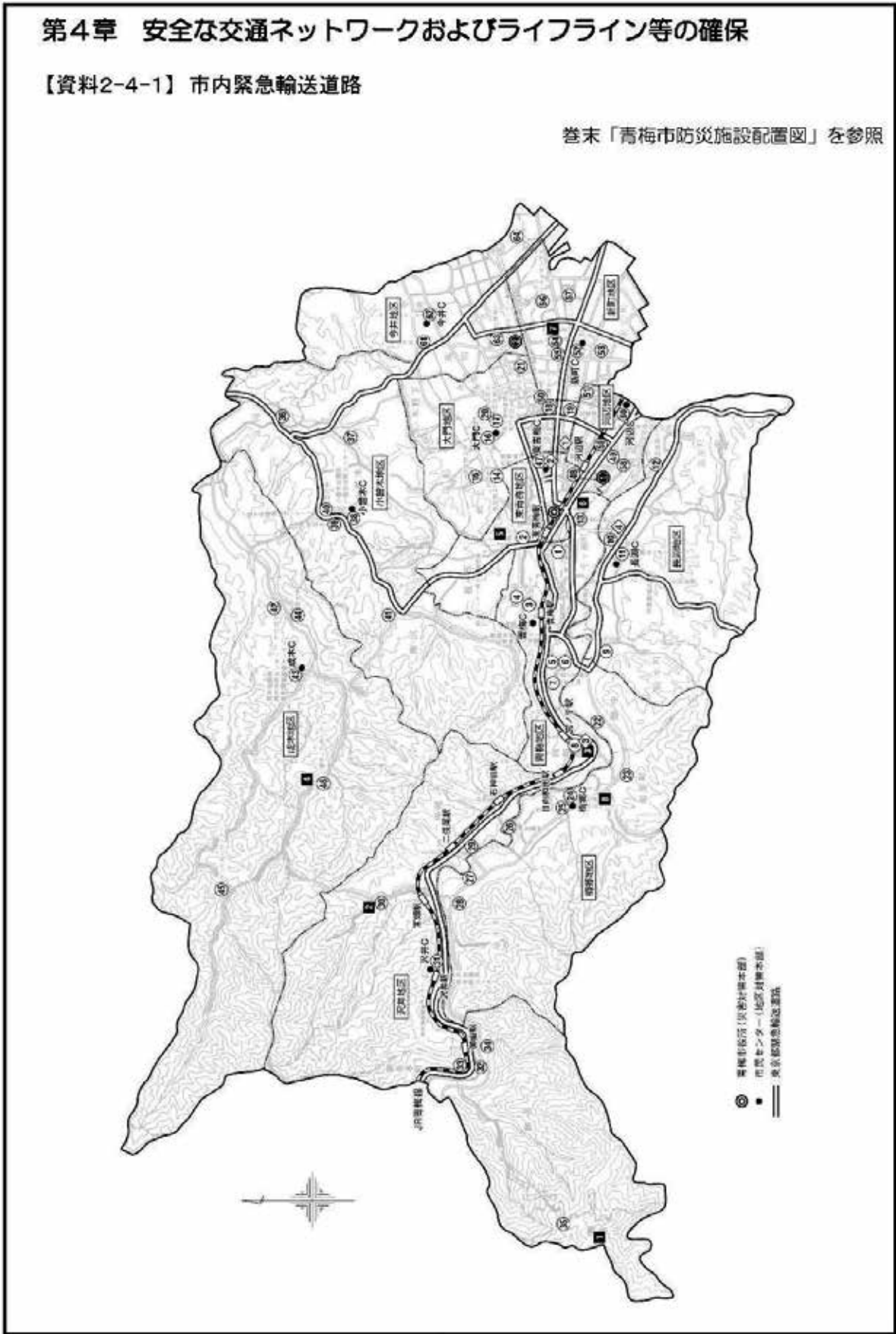


(出典) マッピングぐんま 緊急輸送道路マップ

○東京都杉並区

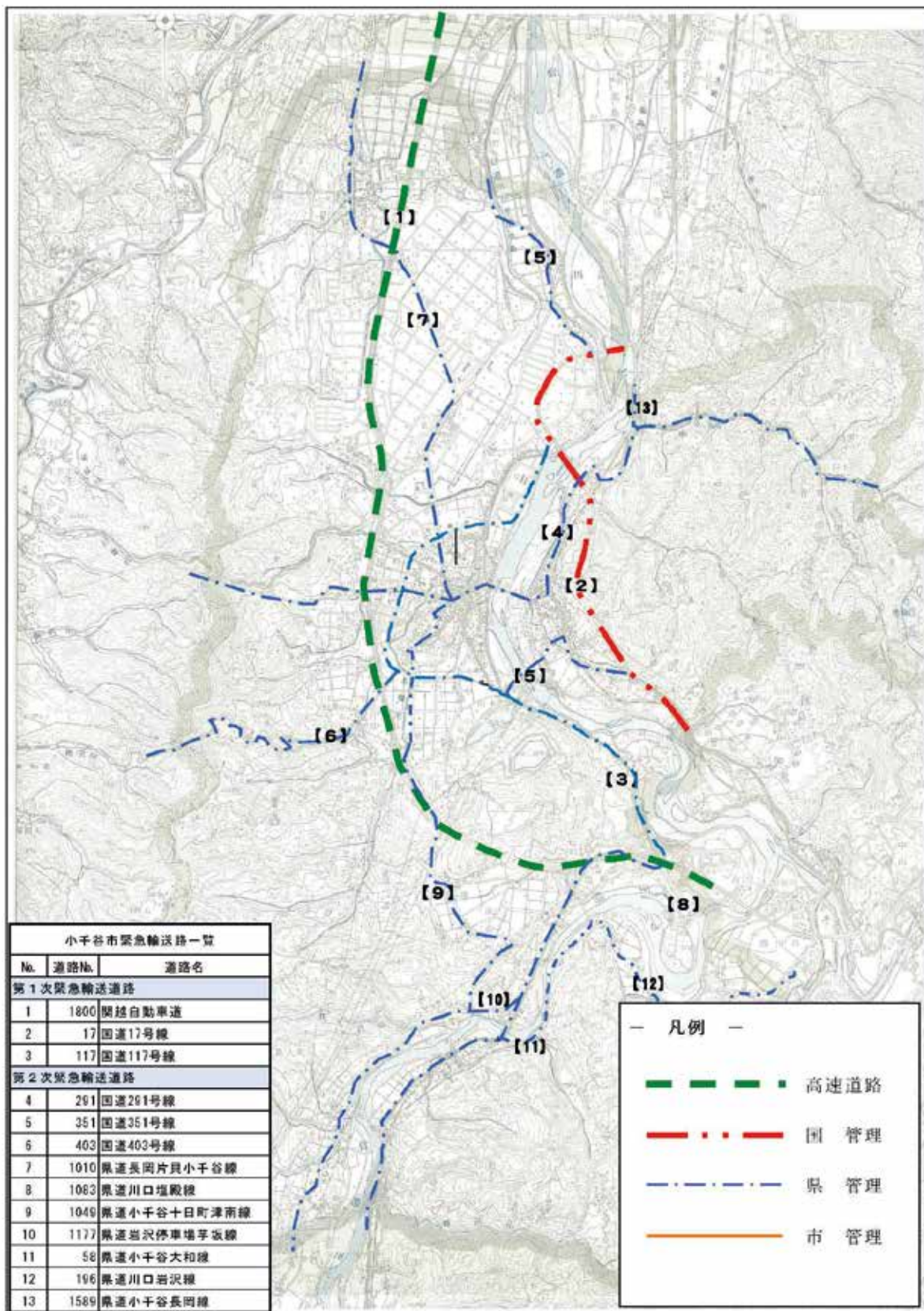




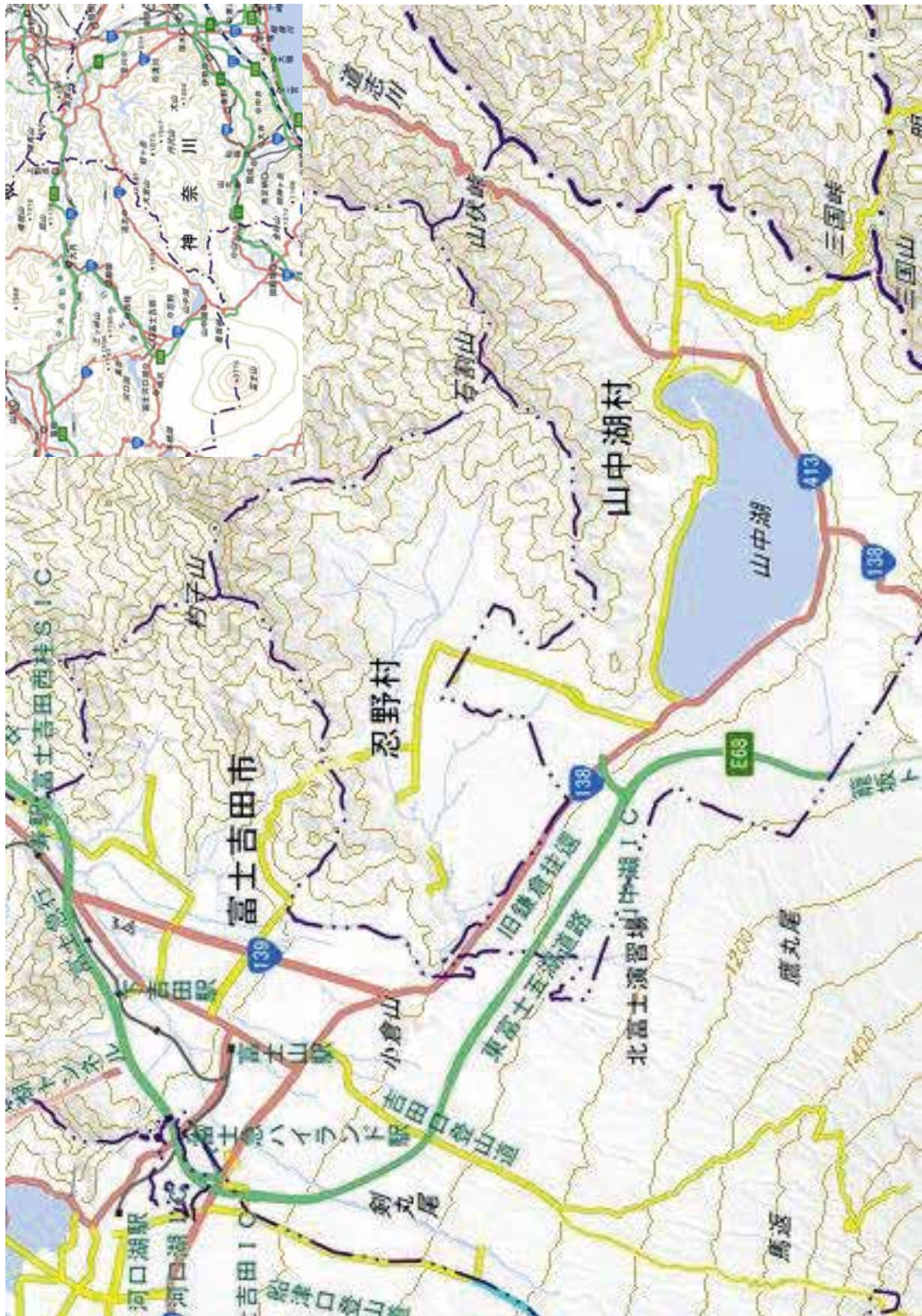


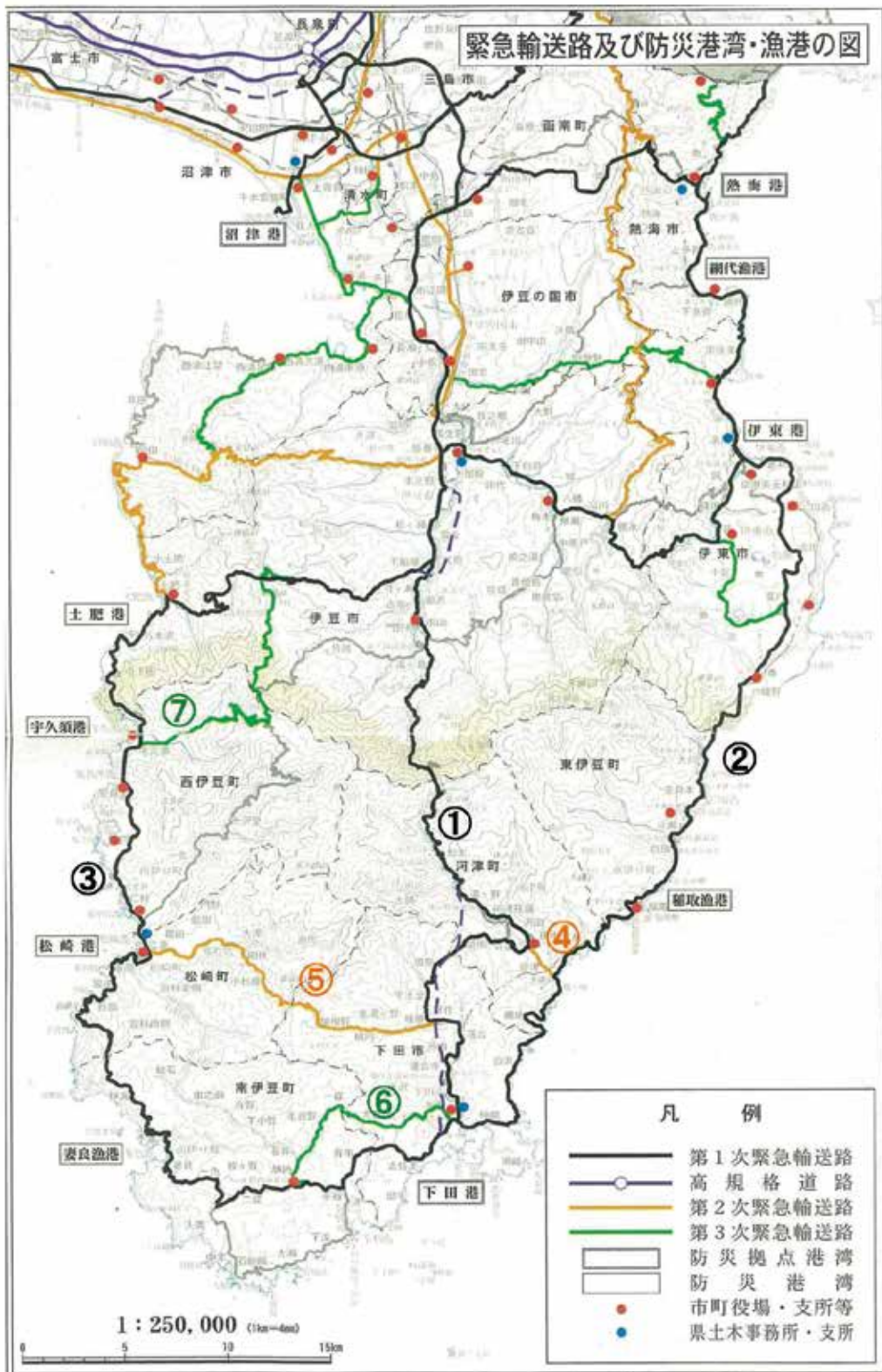
1 一覽等

○新潟県小千谷市



○山梨県忍野村





- | | | |
|-------------------|------------------------|------------------------|
| 【第1次緊急輸送路】 | 【第2次緊急輸送路】 | 【第3次緊急輸送路】 |
| ①: (国)414号 | ④: 主要地方道下佐ヶ野谷津線(県道14号) | ⑥: 一般県道下田南伊豆線(県道119号) |
| ②: (国)135号 | ⑤: 主要地方道下田松崎線(県道15号) | ⑦: 一般県道仁科峠宇久須線(県道410号) |
| ③: (国)136号 | | |

応援要請シート

（プッシュ型人的支援を窓口自治体へ要請をする場合に使用）

年 月 日 時 分 作成

要請先： _____

自治体名・担当部署名		
担当者名・連絡先		TEL : — — 防災行政無線 : E-mail :

業務名		
要請人数		
期間(想定)		
集合場所		
活動内容		
応援職員に求める要件	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	職種 : 資格 : 経験 :
活動場所	拠点	
	現場	
	資機材等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 要持参 <input type="checkbox"/> 不要
業務マニュアル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	マニュアル等名 :
備考		

【災害対策本部処理欄】

派遣要請等 結果報告	
---------------	--

業務引継書

(応援職員から業務を引き継ぐ際に使用)

年 月 日 時作成

1 業務概要

業務名	
活動拠点	
活動内容	

2 引継ぎ内容

現在の状況	
今後の予定	
課題、調整事項	
留意又は配慮する事項	
その他 情報共有事項	

3 前任者及び後任者

前任	団体名	
	指名	
後任	団体名	
	指名	

令和〇年〇月〇〇〇〇支援 日程表

	〇/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	34	35	36	27	28	29	30	31
窓口自治体名	リエゾン (〇名)				リエゾン (〇名)								リエゾン (〇名)																		
	リエゾン (〇名)																			リエゾン (〇名)											
	第1班 (〇名)																	第3班 (〇名)													
						第2班 (〇名)																									
スクラム自治体名																															
スクラム自治体名②																															
スクラム自治体名③																															
スクラム自治体名④																															

付属資料

自治体スクラム支援会議における 災害時の受援・支援計画

令和3年12月策定

発行 杉並区

編集 危機管理室 防災課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL 03-3312-2111(代表)

FAX 03-3312-9402

e-mail: bosai-k@city.suginami.lg.jp